

第五十五回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十七号

昭和四十二年六月七日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事 佐々木義武君

理事 竹内 繁一君

理事 河野 正君

理事 天野 光晴君

理事 龜岡 高夫君

理事 菅波 茂君

理事 田中 正巳君

理事 中川 一郎君

理事 藤尾 正行君

理事 箕輪 登君

理事 山口 敏夫君

理事 淡谷 悠蔵君

理事 加藤 万吉君

理事 佐藤觀次郎君

理事 西風 勲君

理事 山本 政弘君

理事 浅井 美幸君

出席國務大臣

厚生 大臣 坊 秀男君

出席政府委員

厚生政務次官 田川 誠一君

厚生大臣官房長 梅本 純正君

厚生省公衆衛生局長 中原龍之助君

厚生省社会局長 今村 謙君

厚生省児童家庭局長 瀨美 節夫君

厚生省援護局長 実本 博次君

社会保険庁年金保険部長 網野 智君

委員外の出席者

總理府恩給局長 給問題審議室長 大屋敷行雄君

文部省初等中等局特殊教育課長 寒川 英希君
専門員 安中 忠雄君

六月七日

委員大石武一君、中山マサ君、福永一臣君及び増岡博之君辞任につき、その補欠として龜岡高夫君、中川一郎君、藤尾正行君及び塩川正十郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員龜岡高夫君、塩川正十郎君、中川一郎君及び藤尾正行君辞任につき、その補欠として大石武一君、増岡博之君、中山マサ君及び福永一臣君が議長の指名で委員に選任された。

六月六日

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(山田耻目君外四十一名提出、衆法第一五五号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案(内閣提出第八〇号)

厚生関係の基本施策に関する件

○川野委員長 これより会議を開きます。
厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。浅井美幸君。
○浅井委員 今回発生しました由良町の集団赤痢

の事件でありますけれども、この現況について、きょう現在の収容数あるいは患者数、その後の現況等について、まず最初にお伺いしたいと思います。

○坊間國務大臣 和歌山県由良町に発生いたしました赤痢の今日までの経過を申し上げます。

五月二十日ころより、小中学生を中心に、発熱、下痢等胃腸疾患を訴える者が続出し、県衛生部の調査によると、五月二十四日、二百六名に達しました。

県衛生部においては、五月二十二日、情報を入手するや直ちに患者の検便を実施、二十四日、赤痢菌を同定したので、赤痢集団発生としてその対策に着手いたしました。

赤痢菌はD群ゾネ菌で、薬剤耐性菌であるため、治療には感受性を持つウイントマイロン、メタコリンを使用することに決定いたしました。

患者の発生状況から見ても、単一曝露の共通経路感染と推定され、その原因は簡易水道が最も疑われたので、当初より水道の滅菌を強化して、飲料水の安全を確保するとともに、水道調査班を派遣し、その原因の究明に当たり、これと並行して食品その他の原因調査も実施いたしました。

したがって、患者の発生は、当初より数百名より千名にのぼることが推定され、臨時隔離病舎の建設を収容人員約千名を目標に行ないました。

患者の収容は五月二十四日より開始し、旧由良港中学校のほか、プレハブ住宅を急造し臨時隔離病舎に充てるとともに、日高病院、城南病院、有田病院にも分散収容しております。なお、六月六日現在約七十名の自宅治療者が残っております。これは無菌でございます。

六月六日現在、患者の発生状況は、有症患者四百九十二名、保菌者四百一名、計八百九十三名となっております。すでに退院者は五名となっております。

今後数日中には半数が限院する予定でございます。

県衛生部は、五月二十四日、御坊保健所と県庁内に対策本部を設けましたが、六月一日には、さらに、知事を本部長、現地の部長を日高地方事務所長とする由良町赤痢総合対策本部を設置して、総合的な対策を行なっております。

厚生省は、五月三十日春日防疫課長を現地に派遣し、さらに六月四日、田川政務次官並びに技官一人、事務官一人を派遣いたしました。現地における指導を行なっております。

以上であります。

○浅井委員 いまの大臣の答弁でありますけれども、非常に形式的な答弁で、私も現地に三十一日に参りまして一日調査いたしました。現地の由良町は死の町みたいな姿で、恐怖のどん底にたたき落とされておる。その状態の中で不安な毎日を送っておった町民の人たちの姿、そして救急対策が、いまの答弁では何からうまくいっているような答弁でありましたけれども、現状は、県の対策と町の対策とが二元的になって、うまくいっていない状態がたまたまあった。またいまでもある。ですからこの七十名がまだ自宅療養しておる。この自宅療養しておるの、隔離の必要がないのか、あるのか、その点をはっきりと御答弁願いたいと思っております。

○中原政府委員 この現在の七十名の者につきましては、菌検査等を行ないまして菌が出たことないという事で、これは自宅療養をさせておるといふ形になっております。

○浅井委員 菌が出てこない者は七十名、菌が全然ない者が七十名、それは隔離の必要があるのかないのか、聞いています。

○中原政府委員 これは赤痢の疑似として届けられたものでございます。検査を行ないまして出

ませんでした。したがって、一応医師がそこを見守るといふ監視の状態におきまして自宅療養をさしてあります。

○浅井委員 その発生の二十二日から隔離の状態を日にち別にはつきり言っていたか。

○中野政府委員 申し上げます。隔離をいたしまして、隔離病舎に入れました分と病院に入れました分ですが、五月二十四日には病院のほうに十六名入れました。それから二十六日に隔離病舎に百五十九名収容いたしました。そして病院のほうに四名収容いたしました。それから二十七日になりまして、隔離病舎のほうに七十六名、病院のほうに三名、二十八日は隔離病舎に十五名、病院に一名、二十九日は隔離病舎に七名収容、三十日が七十二名、三十一日が九名収容、それからこの日は病院のほうに四名収容しております。なお五月三十日に三名が隔離病舎から退院をしております。六月一日には一名が隔離病舎から退院をしております。それから病院のほうからは六月一日に三名退院しております。それから二日には百十一名が隔離病舎に入り、それから病院のほうに四名入っている。三日には百七十名隔離病舎に入り、病院のほうには六名入っております。そして四日には大体百六十名くらい入る予定になっておる、こういう状況であります。

○浅井委員 六月一日現在で約八百九名です。その八百九名のうちの約半数が収容されてない。その収容されなかったために、いわゆる保菌者あるいは病人が健康な者と普通の家で自宅療養というところで待機をしておいた。その待機をしておいた現況をつぶさに見ましたけれども、衛生設備の整わないところの一般の民家において同居の姿があったことについて、私たちは非常に第二次感染等のおそれを抱きました。その第二次感染のおそれを抱いた状態の中でそのままだ置いている。そして隔離病舎がないためにプレハブ住宅をつくったけれども、予定よりもずいぶん建設がおくれた。その辺の、いわゆる自宅療養について好ましいと思っていられるか、それともまたやむを得ない措置であったということではそれは黙認をしてい

るのか、その点をお聞かせ願いたいと思ひます。

○中野政府委員 これは集団発生の場合におきましては、私も原則としてできるだけ収容するといふような態度をとりておりました。したがって、その観点から申し上げますならば、そのときに一時的に全部収容しなければおかしな感じが言われても、これはまことにそのとおりでございます。そこに患者の発生に見合った余裕のある設備があるということがありますれば、それは理想的でございますけれども、最初中学校でしたか、そういうところへ収容し、それから次にプレハブ住宅を急造して収容したというふうな対策を立てておる、そういうことであります。

○浅井委員 プレハブの隔離病舎を今度初めてつくったが、それを建設する間、たとえばその市町村にそういう適当な施設がなければ、隣の市町村まで応援を願って、適当な講堂あるいは体育館等にそういう患者をすみやかに収容するという措置をどうしておとりにならなかったかという疑問が起るわけですね。その点についてはどうでしょうか。

○中野政府委員 実は、その隔離病舎ばかりでなく、他に収容できる施設が近所があれば収容するといふようなやり方をとつたのでございます。たとえて言えば、城南病院とか有田病院だとか、そういうような措置を尽くして一生懸命やつておるわけでございます。

○浅井委員 他の病院の収容人員は非常に数がないわけですね。今度のように大量に発生した場合に、これからわざわざ建物を建てるというふうな拙速なやり方ではなくて、もっとすみやかな適切な措置があったように思ふのです。ところが、今度はわざわざプレハブを建てたという根拠はどういうことですか、それを聞いておるのです。

○中野政府委員 プレハブ住宅を建てまして隔離病舎に使つたということにつきましては、別に今回のケースばかりではございません。ほかのケースでもございました。最近ではプレハブ住宅がわり

あい簡単に建てられるといふことで、これが応用されるようになりつづけてあります。従来、収容ができませんというふうな場合におきましては、昔でありますと、天幕を張って収容するとかいふようなことも行なわれたのでありますが、患者のそこに収容されている状態といふことを考えますと、できるだけ天幕でやるというのではなくて、ちゃんとした建物の中に入れる。もちろん病院に全部収容できるといふのができれば一番好ましい状態だといふことで、今回も結局、収容された者の人道的な見地といふんです、そういう面から、果のほうとしてはプレハブ住宅を応用したものと思つておりました。

○浅井委員 それは考え方はいろいろとできるわけでありまして、患者さんを普通の一般民家に長い間在宅させておつたといふことは、私は非難の一つにあげられると思ひます。時間がありませんから先を急ぎますけれども、今回の原因は一体明らかになつたものでしょうか。それともまだ原因は明らかになつていないのですか。

○中野政府委員 原因の問題につきましては、先ほど大臣の答弁でも触れておりました。今回の流行が相当多数の集団発生であるといふことから、まず常識的に疑われるのは、水の問題あるいは食品の問題、そういう問題であります。したがって、防疫対策としては、その両面を考慮して一切の技術上の対策は立てていつておるわけであり

ます。

原因究明につきましては、食品類につきましては、も、はつきりしたものは現在つかめておりませんけれども、徐々に解明されつづけているといふこと、いま残つておるのは水の問題が一番疑わしいという考え方であります。それに對して、ではどういふようなメカニズムでもしも汚染が起きたなら汚染が起きたんだといふような問題がまだはっきり確定はしてないという状態でございます。

○浅井委員 その原因がはつきりしないという、いろいろな条件があるんでしょうけれども、原因について、ほんとうにそれを追及し、再びかかる

ことのないように、将来のためにもその原因を明らかにしようとする姿が弱いように思ふのです。その点について、いつまでに原因をはつきりさせるのか、この点をしかとお答え願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 私ども、この伝染病の問題については、できるだけすみやかに原因を究明したいと考えて、努力は続けておるわけでございます。しかし、先ほどおっしゃいましたとおり、水の問題が疑われるといふことは、そういう想定のもとにいろいろ防疫対策をやつておる。事実上の問題として、防疫面には支障を来たさない。当然に将来の問題がそこに出てくる。では恒久的にどうするかという問題、これは当然行なわなければなら

ないと思ひます。

○浅井委員 防疫のことについて支障を来たさないという話でありますけれども、私は、そういう集団発生の病気の原因をすみやかに究明することが、大きな防疫の対策であると思ふのです。今回のように、一過性の水であった、その水が一過性で過ぎてしまふとは関係がない、そういう考え方から、水だからとは処置してありますから、原因がないといふふうに判断する。ところが、そういう流行性の病気が必ず水であるという断定はできない場合が多々ありますが、その原因を明らかにしようといふ姿勢がなかった場合、原因が継続したまま療養しているという姿であつては、ほんとうの防疫はできないと思ひます。したがって、そのような考え方からいけば、私は、いろいろな流行性の伝染病についての原因の究明は、発生と同時に進めなければならぬと思ひます。それが三週間たつても一カ月たつてもまだ原因がわからない、そういうあいまいな考え方で事を済ましておる厚生行政というものに對して私は疑問を抱きます。犯罪があつた場合に、すみやかにこれを追及していつまでもたつても追及できない。昔ならば、原因はいつまでもたつても追及できない。昔あ

る有名な防疫官は、この原因についてあまりはつ

きりしないほうがいい、はつきりするとは犠牲者が出る、そういうことを言ったのであります。私は、そのような政治的な配慮はこの際無用にして、人命尊重の立場から、こういう原因についてはすみやかに調査団を設け、一日も早くその原因を発表して、もって町民の不安を除いて、そうして今後の体制を整えていく、そういう姿が望ましいと思う。ところがいまだに原因がはつきりしない。そうして、それが疑わしいというまゝ、いたずらに時日を経過していくという姿は、私は怠慢ではないかと思う。その点はどうでしょう。

○中野政府委員 この原因の問題、これはメカニズムの問題をどう説明していくかという問題でございます。細部にわたりますとはつきりさすべくであると思ひます。しかし問題は、水道なら水道にいたしましても、一応そういう伝染病が発生するおそれがあるというところ、見つければ当然それを補修し、完備していく。そうして将来はここから再び万が一でも伝染病が起らないように、こういうことは当然のことでありまして、そういう筋に治しまして、単なる防疫ばかりでなく、一般の住民の生活環境といふものを改善していくという措置をとることにつきましては、厚生省は当然努力しており、先生がただいまおっしゃいましたように、そういう原因をすみやかに究明していくことは最防疫上も大切であるというところは、私も常に心がけておるところでございます。

○浅井委員 最後に、大臣にお伺いしたいのですが、今回もまた簡易水道の事件はまだきめ手は出ておりませんが、いろいろ疑わしい。全国に簡易水道は一万数千箇所あります。その簡易水道の給水を受けているのは、約一千万人と推定されている。その人たちが伝染病の危険にさらされておるわけですから、いついかなる場合に伝染病が起るか、わからぬ、起らないという確たる裏づけはないわけです。その危険にさらされておるといふこの事実から、この簡易水道の改善、上水道にしようという積極的な姿勢並びに貧弱な由良町の町財

政——年間税収入が二千数百万であります。いろいろなことで一億円を突破するであろうという今回の事故に対する補償、この二点について答弁をお願いしたいと思ひます。

○坊国務大臣 由良町の集団赤痢、その原因が、いまでも非常に濃厚でございますが、簡易水道に原因を発生するというようなことでありますれば、お説のごとく、簡易水道といふものが全国にたくさんございまして、そういう方々の不安もあることと思ひます。そこで、簡易水道につきましては、今後ともこれは警戒、指導をいたしまして、再びこういうことのないように厚生省としては万全の対策をとっていきたい、かように考えております。簡易水道のそういう指導監督といったようなことにつきましては、普通の上水道と同じような基準がございまして、そういう線に沿ひまして今後の指導をやっていく、かように考えております。

○浅井委員 財政措置のことを聞きたいのです。簡易水道を上水道に切りかえるところの財政措置並びに町財政に対するところの財政措置、それをどうするか聞いておるのです。

○坊国務大臣 簡易水道施設の新設事業につきましては、市町村の財政に依りて、三分の一ないし四分の一の補助率をもつて国庫補助を今日行なつておるわけでございます。また、同改良事業につきましても、七五の起償を充当して行なつておるわけでございますが、これは財政上、予算等の関係もございまして、今後ともこういう面につきましても厚生省は努力をしまひたい、かように考えます。

○浅井委員 以上で質問を終わります。

○川野委員長 次は、内閣提出の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案の両案を議題として、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

す。島本虎三君。

○島本委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、この審議に入っておりますが、私もこの内容にわたつて十分聞いてまいりたいと思ひます。

その前に、前から申し入れて、もう準備されてあると思ひますけれども、厚生大臣に最近起こつておる事象について伺いたいと思ひます。

それは、東京をはじめとして、名古屋、大阪、その方面に発生し、現在北海道、札幌にまで蔓延しておる幼児自閉症、こういうふうなものがあつておるようでございまして、これは、ある日突然に子供がしゃべらなくなつてしまつて、名を呼ばれても返答もしなくなり、ほとんどのことに無関心を示すようになる、こういう病状ださうであります。そうして自分のからにこもつて人間関係を断絶してしまふというふうなふしぎな子供になつてしまふわけですね。これは自閉症児と呼ばれておるものでありますけれども、いままでは精神薄弱と一緒に考えられておつたけれども、最近さうではないといふことになつて、これに對し新しい傾向があらはれておるようでございまして、厚生省のほうでも、中央児童福祉審議会の心身障害児部会のおさめておると聞いたのは二年前であります。現在までその結果的な発表もされないうちに、もうすでに北海道にまで自閉症児のこゝろいうような症状が蔓延しておるという事態に對しては、厚生省のほうとして十分その対策を考えなければならぬ状態ではないかと思ひますが、厚生省は、こゝろいうような事態に對してどういふふうにしておつたか、こゝろいうような事態はどうかと思ひます。

○坊国務大臣 近ごろ、お話しのごとく、小児に自閉症と稱する一種の病気が起つておるといふことは、私も承知いたしております。そこで、これは精神薄弱といふことになしに、一種の神経病といふことに考えられておりますが、社会がだんだん複雑になつてきて、われわれの生活も非

常に多岐になつており、父兄も非常に複雑な生活をしなければならぬといふようなことになつてきて、こゝろといったような症状を子供が呈することになったものだと思いますが、その自閉症を呈する児童につきましては、現在学問的な定説が確立しておるといふところまでまだいってありませんが、小児精神病院、児童相談所等でその治療が試みられておりますが、これと並行して、その対策を厚生省といたしましては鋭意検討をいたしておる段階でございます。

○島本委員 そういふような症状を呈する子供が順次ふえてきておるといふことは、大抵新聞その他でわかり、いまの大臣の答弁によつて了解できるわけでありまして、しかし、それに対して、どれほどの人員がいまいるのか、それに対する一つの特効薬と申しますか、完全な施策があるのか、こゝろいうようなことも問題にならうかと思ひますが、その自閉症児の数は幾らぐらいになつておりますか。

○澤美政府委員 先生御指摘のようない自閉症に関するいろいろな問題が世界各国において取り上げられたといふのは、学問の領域におきましてはきつめて新しいことであるといわれております。したがつて、一九四七年にアメリカナリスオリアあたりでこゝろいう自閉症に関する報告があらはれております。そのいふふうな意味で、病気があらはれてからは非常に新しい範疇に属するわけでありまして、わが国におきまして、自閉症についての学会に対する報告が行なわれましたのは一九五二年でございますから、十三、四年くらい前で、これも非常に新しいわけでございます。こゝろいふふうな意味で、この自閉症に関する原因の追及でありますとか、あるいは療法の確立とかいふ点は、なおまだ未開拓の分野に属してあります。したがつて、先生御質問のうちに、自閉症の子供が何人おるかといふ点につきましては、まだ実態調査等もできておりません。ある都府会におきまして一部調べてみたといふ報告がありますが、これにつきましても、ほんとうにそれが自閉症で

あったのか、あるいは自閉症の子供であつたのかはつきりしていませんので、数の把握については目下のところ行なわれておりませんし、また、先ほど申し上げましたように、この自閉症に關して取り組んでいらっしゃる医者なり研究者なり、あるいは心理学者等も非常に限られておりますので、なかなか実態の把握が困難であるという状態でございます。

さて、第二の御質問の自閉症に対する療法はどうかということでございますが、一般の精神障害者に行なわれております薬物療法でございますとか、あるいは刺激療法といった療法につきましては、自閉症の子供たちに対してはほとんどきかないということが、いま一生懸命研究をされている学者からは報告されておるわけでございます。したがって、こういった子供に対する療法は、主として心理療法、たとえば集団療法でありますとか、あるいは遊戯療法でありますとか、こういった心理療法、特に重症の子供に対しては、一対一の心理療法を行なっているというようなことでございます。したがって、まだ療法につきましても確立されたものはない、そういった程度のやり方が主として行なわれていて、こういったことではございます、私もといたしまして、先生お触れになりましたように、中央児童福祉審議会のこういった心身障害児の關係の部会におきまして、この自閉症の子供たちあるいは自閉症の症状を呈する子供たちに対する対策の検討をお願いをしておりますが、まだ結論は得られないという、いわばいままさに開拓中の分野である。したがって、それに応じまして施策も検討していかなくちゃいけない、かように考えております。

○島本委員 これは、現在の複雑な社会構成からしてみると、それがすべて子供に伝わってしまつた上での現象でございますから、すでに十数年前、二十年前からこれが発生し、この対策には、もうすでに二三年前から厚生省としても目をつけておつたはずであります。しかしながら、いまにしてそういうような状態だとすれば、心細いき

わみだと思ふ。しかし、十八歳未満の精神見約九十万名の一〇％くらい、約九万名くらいおるといふような調査もあるかと思へば、三千名ともまた三万名くらいともいわれておるわけでありまして、どうしてこれがつかめないのか。こういうようなことは厚生省だけの問題ではない。これは同時に文部省の問題にもなつてくるのじゃないのか。もちろん学校にも行けなくなる。学校の義務教育なんかの面に対してはどうなつてくるのか。こういったふうな面に対しては重大な問題にもなると思うのですが、これは厚生省は文部省その他とも連携をとりながら対策を講じておりますかどうか、この点はひとつはつきりお聞かせを願いたいと思うのです。

○逓美政府委員 先ほど申し上げましたように、自閉症及び自閉症の症状を呈する子供たちに対しては、まことに残念でございますが、現在のところ、ある幾つかの精神病院でございますとか、あるいは大学の付属病院でございますとか、あるいは特殊な心理学者、精神神経科の医学者、こういった方々が目下きつめて努力的に研究、検討をされておるといふような状況でございます。もちろんこういった子供たちが相当おるといふことも事実でございます。現在のところ、たとえば私どもの所管におきましては、児童相談所の窓口をたたきに来られるわけでございますので、児童相談所におきまして、いろいろと面接しあるいは的確な治療等も行なつておるわけでございます。しかしながら、体系的にこういった子供たちに対する対策をどうするかということについては、先ほど申し上げましたように、まだ検討中であるということでございます。もちろんこういった子供たちは、二、三歳あるいはおそくて五、六歳になりまして、こういった症状を呈するわけでございますが、非常に重い子供については学校教育が困難でございます。したがって、大休学期間におきましては、地方におきまして、児童相談所なりが地方の教育委員会等と十分連絡いたしまして適切

な指導をするということは、私もといたしましても言つてやつておるわけでございます。

○島本委員 文部省のほうでは、こういったような特殊児童に対して、就学の問題とか教育上のいろいろな困難性の問題等があらうかと思ふのですが、いままでどういうような対策を講じておりましたか。

○寒川説明員 自閉症児に対する教育の面におきまして取り扱ひあるいは教育の方法等につきまして、未解明の問題がなおたくさんございまして困難でございますから、そこで、一般にどうするかというふうなことにしまして、まだ扱ひは統一してございせん。三重県の津市にございせん。重度の情緒障害児を収容しております。その学齢と学校の指定の実験的に行なつておるが、その子供たちの教育の効果がどうなるか、あるいは内容をどうするかというふうなことにしまして、研究を開始したわけでございます。それとともに、学齢児童、生徒の中にこういった子供たちが何人いるかといった実態をつかみたいということ、情緒障害児の問題とともに、この自閉症児も含めた実態調査を本年度いたすべく予算措置をし、その調査に取りかかっております。そういった実態を明らかにいたしまして、なお、何としてもその教育の基本となりまして、その学問の力による研究の成果であらうと思ひますから、そういった研究の施設についても調査を進めまして、今後できる限りの努力をし、教育の道が開かれますようにいたしてまいりたいと考えております。

○島本委員 三重県その程度の障害児を収容している施設、それは国立ですか。どの建物ですか。

○寒川説明員 県立であります。

○島本委員 国立ではどういふ建物があるのですか。国立ではこういった研究機関や施設はないのですか。

○寒川説明員 東大、あるいはお茶の水女子大、あるいは慶応大学等その他の大学において、学者

が個々の立場において研究に取り組んでいる状況でございます。

○島本委員 言つておることもっと自信を持って言つてもらいたい。どうもそれではだめです。大臣、ちょっとあなたに一つ聞きたいのです。それは昭和四十二年二月二十六日午後一時、東京都文京区小日向町の社会福祉会館に、自閉症親の会、これ約三百名ほどの都内の關係ある母親が集まつて、そしてそこで、学齢期に達してもいまだ学校から締め出される子の悩み、それから片時も目を離せないという親の悩み、専門の学校や病院もないという、こういったような実態を涙ながらに訴えていたその場所に、ちやうど常陸宮御夫妻も来ておつたそうですが、その前で文部大臣と厚生大臣がこれに対してはつきり祝辞を申し上げておるのです。それは専門の学校、専門の病院をつくるようにとめる、こういったように、代理ではございますが、大臣、あなたそこで祝辞を言つておるのです。厚生省はこの問題に真剣に取組むと説明してから二年もたつておるのに何にもやらないで、いま聞いたら県立のところでは収容するよう施設しかやつてない。私はこんなことはあまり言いたくありませんけれども、これはどうですか。そこへ来て、これは常陸宮御夫妻もいるその前で、皆さんはつきり言つておるではありませんか。文部大臣、厚生大臣、いかに代理だとは言ひながら、あなたの責任で言つておるのです。それを何もしないで、施設もない。これだつたらだめじゃありませんか。どうなんですか。けしからぬじゃありませんか。

○逓美政府委員 私、先ほど来、その自閉症の問題に対しましては、未開拓な分野があつて、いま、きつめて数少ない医者なり、あるいは研究者なり、あるいは心理学者等が、一生懸命努力しているというふうなことを申し上げたのでございまして、現実問題といたしまして、こういった子供たちが相当おることも事実でございます。したがって、たとえ児童相談所の窓口におきまして、いろいろと週二回ぐらいの指導を継続的に

する。あるいはまた、この自閉症とは異質といいますが、違ふ立場にあります。情緒障害児短期治療施設という施設も、児童福祉法における制度として全国に五カ所ばかりありますが、こういった情緒障害児短期治療施設におきましても、数名の自閉症の子供たちに対しての収容、指導を行なっております。あるいはまた国立の精神療養所等におきましても、また県立の精神病院等におきましても、また民間のそういった児童の相談機関といったのがございますが、そういったところにおきましても、事実問題としていたしましては、こういった子供たちに対して通院あるいは入所の指導は行なっておるわけでございます。したがって、私が申し上げたのは、こういった自閉症の子供に対しては、法律制度としていたしまして、あるいは行政施策としていたしまして、全国統一的にどういふふうに対策を講じていくかという、そういった対策全般につきましては目下検討中である、こういったふうに申し上げたのでございます。

この二月でございましたが、自閉症を持つ親の会の方々からいろいろ御要望がございまして、私どもにおきましても、自閉症の子供たちに対する制度的な対策をどうすればいいかということにつきましまして、そういう意味で目下検討しております。なるべく早くその学者方の研究成果も聞き取りまして、対策を講じなければならぬという気持ちであることには全く変わりがないのでございまして、早く学者方の意見を取りまとめまして積極的な前向きな対策を講じたい、かように思っておりますのでございます。

○島本委員 いませっかくそういうふうにおっしゃっていただいたのですが、きのうもよく厚生省のあなたの部下にこの対策を聞いてみたのです。ところが、これはもう児童福祉法四十三条の四によって情緒障害児短期治療施設としてあるので、いま言っている自閉症の問題としてこれを使用しておりませんという答えであった。あなたの答弁は、これを使用しているという答弁ですね。これはおかしいじゃないですか。全国に五カ所、長

野、大阪、京都、岡山、静岡、こういったところであるということもあなたの部下から聞いて知っているのです。私のほうでは、いまこの自閉症児もこの中に入れてやってもいいというところをあなたに言おうと思つたら、あなた先に言ってしまったから、それでいいのです。これはやってもらいたい。ところが、きのう現在、あなたの部下は入れていませんと言っているんです。考えていませんと言っているんです。けしからぬですよ、これは。あなただめですよ、その場当たりでいいことばかり言つても。

○逓送政府委員 先ほど私の答弁の中で申し上げましたように、自閉症と情緒障害児との質的な差があることは、学問的にも言われておるわけでございます。自閉症自体は精神障害の一つの型といわれております。しかしながら、情緒障害児につきましては、むしろそういった精神病のような疾病ではございませんで、家庭での養育関係でありますとかあるいは親子関係のあり方から、感情にむらが多くて社会の適応性に欠けるという子供たちを、私どもは情緒障害児と呼びまして、情緒障害児短期治療施設の中に収容してやっております。しかし、この自閉症の子供たちの中に、やはりどうしても早く治療しなければならぬというふうな問題もございまして、この情緒障害児短期治療施設の中に自閉症の子供も数名入れておるわけでございしますが、その数は情緒障害児収容施設の定数二百五十名の中でほんの数名であるというふうなことになるのであります。それは先ほど御説明申し上げましたように、情緒障害児に対しては指導内容と自閉症に対する治療内容とが相当変わっております。むしろ自閉症の子供に対しては、特に重症な方に対しては一對一の看護をしなければならぬ。これに対しては情緒障害児の場合は、カウンセラー、セラピストが十人一人という程度でこの治療、指導に当たっているわけでございまして、したがって指導内容が違ひますので、情緒障害児短期治療施設におきまして自閉症の子供をなおすというふうな

ことにはまだ相当困難がございまして、むしろ自閉症の子供に対しては、独特の施設なり独特の病院等を用意するというほうが、子供のためにしあわせであらう、こういったのが学者方のいままでの考え方の一端であらう、かように考えております。

○島本委員 したがって私のほうでは、いまあなたおっしゃったような、パーセンテージは低いけれども、情緒障害児として来た者の中にそれほどおつたというところで、こういったような人たちは、さがしたならば全国でこれまたどれほどいるかまだわからない、数もつかめないという段階で、ほんの何人かいたこれだけの対策も不十分である。これで宮さまのいる前で、文部大臣はじめ厚生大臣は、ちゃんと施設をやつて万全を期する、努力いたしますと言っているが、二年この方向もやらないうでいた、こういったような実態が明らかになつたわけです。これではやはりいけません。文部省のほうも、いま学童で義務教育を受けに行くこともできない子供をそのままに放置しておくなんてことは不見識ですよ。もつともつと研究して、こういった人がないようにしなければならぬはずなんです。私どものほうでは、こういったような点からして大臣に特に期待しておきます。あなた、祝辞の中で言つたそのことを明確に実現してもらいたい。それから文部省のほうには、これもそのとき学校のほうではちゃんと施設を講じますと言つていますから、このとおり完全に講ずるやうにしたいから、このとおりです。これではやはりいけませんから、大臣、この点ははっきりしていただきたいのですが、どうですか。

○坊田務大臣 新しく出てまいりましたこういったふしあわせな病気に對しましては、おっしゃられるとおりでございまして、これに対する対策というものは早急に考えてまいらなければならぬ、研究、検討を鋭意急いでまいりたいと思っております。

○島本委員 それでは、これはすぐやるということに了解して次に進めていきたいと思つていますが、

よろしうございませうか。

○坊田務大臣 予算の関係等もございします。で、予算、財政等とも勘案いたしまして、できるだけのことを行いたいと思つております。

○島本委員 とりあえずやるのは、児童福祉法四十三条の四によるこの施設等にも、拡大してまずやる。いままでもできますから、これはすぐやらせるように配慮する。それともう一つは、障害児の就学については文部省と十分検討して万全を期する。教育施設はもちろん完備しなければならぬことは申すまでもありません。完全受療体制の確立、これあたりはやはり皆さんもはっきり考へておかなければならぬけれども、行政的な配慮、学問的な研究も十分する。この四つの問題を含めて今後万全を期さなければならぬはずのものです。研究中であるとするならば、いつの日にかこれができるかわかりませんが、いまもう現実の問題としてこれは発生しているのですから、北はもう北海道まで蔓延しているのですから、こういったような問題は手をこまねいて漫然としていくわけにいかない問題です。ですから、いま言つた四つの問題について、これは予算を早く獲得して早急に実施すべきである、こういったふうに思うのですが、厚生大臣はじめ文部省のこれに対する意見をはっきり言つておいてもらいたい。これでもいいというならばやめますけれども、だめならもう少しやります。

○寒川説明員 自閉症の子供は、現在、小学校あるいは中学校に就学可能な者は就学しておるわけでございます。現に担当教師が、いろいろ困難ではあります。そういった中において何とか教育の効果をあげたいということで、努力しております。これが現状でございまして、問題は、この子供たちに対する効果的な方法を研究し、できる限り手厚い教育の措置を講じたい、そういった方向に進めたいということについては、なおいろいろ努力を重ねなければいけないというふうに考えておる次第でございまして。

○坊国務大臣 先ほどお答え申し上げましたが……(島本委員「常陸宮の前であなはつきり言つたのだよ」と呼ぶ)私も申し上げましたが、この問題につきましては、重大なる問題と私も考えますので、いずれにいたしましても、財政、予算等の伴う問題でございますので、そういう問題と勘案して前向きに私は考えたい、かように思っております。

○島本委員 それでは、前向きにやるということ、いま言つた四条件を検討して早く予算措置を講ずることであるというふうに読みかえておきたいと思ひますが、これでいいですね。その時期は来年度である……。

○坊国務大臣 予算の問題でございますので、予算編成という一つの問題がございまして、私は努力はいたします、予算編成に努力をいたします、こういうことでございまして。

○島本委員 文部大臣にもこういうことを言つて……言つて……失礼ですが、閣議あたりでも、こういうふうに問題がきつめて重大な問題であるから、今後も善処するようにと、あなたからこの点ははつきり確約しておいていただきたいと思ひますが、来ているのはその方面の課長でございますから、閣僚としてあなたこの点は十分万全を期してもらいたいと思ひますが、よろしゅうございまして。

○坊国務大臣 予算の問題は、予算編成方針というものをつくりましてから、その編成方針作成に際しまして私は発言をいたします。

○島本委員 それでは、この問題は、次の機会にその成果を見るまでは私は手をゆるめませんから、早く成果を見せるようにしてやってもいいと思ひます。

自閉症の問題はこの程度にして、今度は次に移らしていただきたいと思ひます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の内容でございますけれども、このいろいろな援護の拡充の中に、項症、款症、目症とい

ろいろあるのですが、これは会計用語の款項目と似ているのですが、これを款症、項症、目症、こういうふうにしたのはどこにめどがあるのですか。

○案本政府委員 いまお話しした障害につきましては、障害の重い軽いの度合いをきめます大きな目録といつたしまして、現在恩給法の別表では項症と款症と目症、この三つに分けて規定いたしております。障害の重さによりましてこういう部類分けというものは、やはり恩給法が一番古くございまして、その点恩給局からも御説明があるとは思ひますが、これは時代の変遷とともに若干ずれておりますが、大観して大ざっぱにその特色を申し上げますと、項症と申しますのは、比較的障害程度の重いグループを一つのワクとして規定してござい

ます。その次の程度の部類に属するものが款症、それから一番軽いグループに属するものが目症というふうに、重いものから順番に項症、款症、目症、こういうふうに分かれておるわけでございます。

その目症と款症、項症というふうなものは、おおよそどういったところで区切りをつけているか、これが非常に専門的なこまかい部類にわたりますと、必ずしも一般的に当てはめることは非常にむずかしくて、例外があるわけでございますが、非常に大ざっぱに考えますと、労働能力の喪失度合いが約五〇%までのものを大目項症といふふうにきめておるようでございます。それから款症はそれ以下約二〇%のところまでの労働能力喪失、それ以下が目症といつたような、非常に大ざっぱな分け方でそういうふうな分け方をしております。

そういう分け方に対しては、現実には、恩給法におきましても、あるいは援護法におきましても、その傷病の重さの度合いによりまして給付する年金額を違えておまして、そのほかこの重いのものにつきましては、その人御本人ではなくて、扶養する家族がある場合に、扶養加給というものをつけることになっております。それで、や

はり重い程度の人で一番上位に属します項症の方には扶養加給というものがついておるわけでございます。

それから大目年金を差し上げる人の部類としては、項症の方に増加恩給を差し上げる。それから款症の方には年金を差し上げる。増加恩給を差し上げる項症の方には普通恩給が併給される。普通恩給をもらいながら傷の部類に属する年金ももらへる。それから款症の方は傷病年金、傷病に見合う年金だけが出る。それから目症は一時金。こういうふうな分け方になっておるのでございまして。

○島本委員 恩給に右へならえてこいというふうな一つの呼び名があらわれたというのはいさかきりなす。款、項、目あつたら、節症というものはないのですか。

○案本政府委員 大体目症までいきますと、ほとんど軽微でございます、その下を設けることは、ほとんど常人と変わらない程度までいきますものですから、目症でとどまつておるわけでございます。

○島本委員 よくわかりました。それで、一時金をもらつた人でも、款症程度の人には選択権があつて、年金に移行できるようないい制度のようございまして。そうすると、恩給の面の特例を援護法にも適用した、こういうふうにならうかと思ひます。他の公的年金等においても、大臣、こういうふうな制度がございまして。

○坊国務大臣 恩給法にはいま申しましたとおりある。それが援護法にもあるということでございますが、公的年金の制度には、その款、項、目といったようなことはございせん。

○案本政府委員 補足して説明いたしますと、大臣が最後におっしゃいましたのは、他の制度にはそういう選択の制度がない、こういうことを申し上げたわけでございます。

○島本委員 これはあとでちよつと言ひますが、他のほうにないということになりますと、社会保険の意味を含むということになりますと、あつてしかるべきで、ないのはちよつと困るのじゃないか、こういうふうに思ひます。

もう一つ次に進めていって、この軍人軍属及び準軍属の障害年金及び障害一時金の問題ですけれども、この加給金の問題、症状の重い人には看護手当も考えられておる。これは軍人軍属で四万三千円、準軍属の場合は三万五千元、こういうふうに今度改正しようとしておるわけですね。病気をなおすためにも、軍人軍属と一般の人の病気が違ふという考えなんですか。軍人軍属がよけいで準軍属のほうには手当が少ないという意味は、病気のなおし方まで差をつけるのですか。ちよつと聞かせてもらいたい。

○案本政府委員 これは先生御承知のように、むしろ病気の治療そのものではございせん、いわばそういう障害を持つておる方の手足まといになると思われる扶養者一人について幾ら、あるいはそういう扶養加給のほかに、先生のいまお話しのような傷の重い方、第二項症までの方については、介護加給と申しますか、お世話をする人のための加給でございます、病気をなおすのをなおすためにという給付でないわけでございます。軍人軍属と準軍属とはもとと身分が――軍人軍属は、国がいわば自分の使用人として、公務員として使つたわけでございます。準軍属といひますのは、国との身分関係はございせん。たとえば勤員学徒とか、あるいは給食員法による勤工とかいったように、それは国ではなくして普通の企業でございますが、ある職場に強制配置したという、つまり権力関係をもつてある企業との雇用関係を強制した、そういう部類の人として、直接国との身分関係はございせんから、補償をする場合に、国自身が使いました軍人軍属というものに対して出しますものに對して、直接国との身分関係はないが、ある一定の権力関係を用いてそういう職場につけたという方々に対してしましては、その七割というものを見込みまして処遇をしておる、こういう関係がございまして、それに伴ひますいろいろな加給の額にまで七割という

ふりなものがついておる、こういうことでござい
ます。

○島本委員 それは了解しているのです。ただ、
重症の人でいままでもに相当年月を経ている。これ
から改善するのは、それでもなおならない人に対す
る措置なんです。それだから、準軍属であらうと、
軍人軍属であらうと、それまで相当長く苦し
んでいたならば、それに対する手当なんかは差を
つけてやるべきではない。むしろ下のほうで困っ
ているのですから、準軍属なんかは、軍人以上に
とは申し上げませんが、対等にしてやらなければ
ならぬのです。そういうふうにしてやるのがほん
とじゃないですか。病気になるまで治療に階
級差をつけられるのはどうも私はわからぬ。よく
納得できるように簡単に説明してください。

○実本政府委員 先生のおっしゃいます、軍人軍
属あるいは準軍属の方で公務によりましたための傷
病を治療するという場合の経費をいたしましては、
これは戦傷病者特別優待法という別の法律が
ございまして、軍人の場合も軍属の場合も、ある
いは先生のお説のような準軍属の方々に對しまし
ても、その公務傷病の治療というものは全部同じ
額で見えてまいっておる。ただ、そういう傷病をな
おすというのでございまして、傷病が固定して
しましまして、たとえば、第三級症でありまして
いったような人に対する年金、あるいはそれに類
するものを給付するという際には、先ほど申し上げ
ましたように、もともと身分関係がある人と、
身分関係はないが一定の権力による強制関係を
持っていた、こういう人たちの間には、十対七
といったような差をつけて処遇をいたしておるわ
けでございまして、病気をなおす場合には、お説
のように、あくまで一緒にしてまいらるわけでご
ざいます。

なお、先生の御趣旨の線でお答え申し上げたい
ことは、援護法におきましては、階級差は、いま
申し上げましたように、身分関係に基づきます公
務員であつたかどうかという差はございしますが、
大尉であつたとか、大佐であつたとか、下士官で
あつたとかということではなく、傷病の場合は、
障害の程度が重いか低いかによってその年金支給
額をきめるのでございまして、身分が大将の人の
第一項症と兵の人の第一項症に對して差別をして
おるわけではございません。それから、扶助料に
あたります遺族年金につきましても、単一給付で
ございまして、兵も何も全部一緒で年額幾らとい
うふうに出しておるわけでございます。

○島本委員 この要綱の第三に、「軍人軍属が日
華事変中いわゆるみなし公務傷病により不具廃疾
となり又は死亡」云々というのがございまして、そ
うすると、これは日華事変中のものがいままでも十
分の六で、大東亜戦争のものは今度は十分の十全
額支給にすることですか。これは事変によ
つていろいろ支給額が違ふのですか。何で違ふ
のですか。

○実本政府委員 全くの公務に基づく傷病であり
ます場合は、これは全部大東亜戦争も支那事変も
関係ございせんし、したがって給付の額に十対
六といったような差をつけてございせんが、こ
こで今回改正しようとしたしております御指摘の
ケースをいたしましては、公務ではないけれど
も、しかし全く自分の重大な過失あるいは故意で
あつたというふうなことがはつきりしない限り
は、全部公務傷病と見よう、そういういわゆるみ
なし公務というもののについては、これは支那事変
中と、それから大東亜戦争となつたときは、戦争
の激しさも違ひますから、特に支那事変中の場合
は、どちらかといひますとまだ余裕がございまし
て、傷病にかかりになつた場合にすぐ内地へ後送し
て厚い手当が加えられましたが、もう大東亜戦争
が末期になつてまいりますと、そういうこと
ができないような態勢になつていたといふような
こともございまして、従来、大東亜戦争の場合の
十に對して、支那事変の間のみなし公務であつた
ら六割という差がついてございまして、それが、
は、この当委員会でも前から先生のような御意
見がございまして、四十六国会では本委員会が附
帯決議がつけましたし、今回それにかんがみまし

て、お説のように全部十割にする。こういうふう
に改めさせていただくわけでありまして。

○島本委員 そういうふうにやつたということは
いいことです。ただ、こういうふうに差をつけた
考え方がおかしいということなんです。結果がい
いですからこれでやめまされども、どうもこの
考え方はあなたと合わないのです。ぴんとしない。
それと、第四の祖父父母の場合の遺族年金及び遺
族給与金の支給条件のうちで、当該祖父父母等
を扶養する直系血族がないことという条件を撤廃す
る、これはあたりまえだと思つておりますが、ま
だあつた。こういうふうなことで、まことになん
ですけれども、これはどれほどの人員がこれに適
用されますか。

○実本政府委員 約五千のケースが見込まれてお
ります。

○島本委員 五千の人たちはいままでも適用をま
す受けなかつた。そして今度から受けるようにな
る。そうすると、いままでも受けなかつたというこ
とに對しては、これは当然すべきであつたのに受
けていなかったということ、何かまた考えるところ
がございせんか。

○実本政府委員 これは法律が改正されました時
点から適用させていただきます。従来、こういう改
正を行ないます場合にも、原則としてそういうふ
うにやっておりますので、いままでも非常に菌を食
いしばつておられた方に対する敬意は表します
が、現実の措置をいたしましては、改正されまし
た以降をうして差し上げることになつたとして
おります。

○島本委員 これは未帰還者留守家族援護法によ
る援護の改善も考えられておるようですが、現在
までの未帰還者はどれほどおるのですか。

○実本政府委員 昭和四十二年、本年の五月一日
現在の海外未帰還者の数でございまして、全部で
四千八百七十五名となつております。

○島本委員 ちょっと私のデータと違ふのでござ
いますけれども、いまの厚生省の発表では四十
二年五月一日現在で四千八百七十五名という。そ

れより前の昭和四十二年二月一日現在の調査によ
ると四千九百六十五名。前のほうがよいけい、あ
とのほうが少ない。それが厚生省のほうが少ない
て国会のほうの調査によるとよいけいになつておる
のですが、これはどちらのほうが正しいものでござ
いますか。

○実本政府委員 これは、ある一定の時点にとり
ました数字が減つておるといふのは、それだけ未
帰還者が歸つてきた、あるいはもう歸る意思がな
くなつたとかいうことが調査究明の結果わかりま
すから、数字が増減いたすわけでありまして、大体
の方向をいたしましては、毎年少しづつ、そうい
うような調査究明の結果、どちらかに決着がつい
て減つていくという方向にあるわけでございます。

○島本委員 減つていくというのはわかるので
す。それであたりまえです。ところがいま言つた
のは減つていないのです。おかしいのです。た
だ、私のほうの調査によると、これは衆議院調査
室の調査によつておるのですが、念のために、こ
れは未帰還の各地区別のやつをひとつ出してもら
いたい。

○実本政府委員 やはり五月一日現在で地域別の
未帰還者の数を申し上げますと、ソ連地域が四百
四十六名でございまして、中共地域が三千九百二十
五名、北鮮地域が百四十一名、南方その他の地域
におきまして三百六十三名、合計四千八百七十五
名、こういうふうになつております。

○島本委員 これは、やはりそういうふうになつて
いるといふことですけれども、調査室の調査に
よると、もつと数がふえてますね。これは両方とも
權威ある調査なんです。両方とも權威ある調査な
んですけれども、こういうふうになつてくると、
少し私どもとしては信憑性の点について疑わざる
を得ないわけですね。年代が古くて減つておるの
です。それと調査室のほうは新しくふえておるの
です。どうもこの点では私合点しかねるんですが
ね。

○実本政府委員 先ほど、原則として日がたつに従いまして減る、こう申し上げましたが……。先生のいまの二月の月をちょっとおっしゃっていただけませんか。

○島本委員 昭和四十二年二月一日。

○実本政府委員 いま先生のおっしゃいました数字は、四千九百六十五、四十二年二月一日現在でございませう。われわれのほうでいま申し上げました五月一日の数字が四千八百七十五ということで、約九十名ばかり減っておりますので、先ほど申し上げましたように、調査究明の結果どちらかに処分をしようというところでございませう。

○島本委員 私、聞きたいのは、こういう差ができたのは、ほんとうに帰ってきた具体的な事象によって削ったのか。それとも、何かいろいろな調査によって打ち切りになって、これはもう死んだことにして削ってしまったのか。こういうような点に対して、あまり具体的にでない困るから明らかにしてもらいたいために聞いたのです。この点ではっきり書いておられるのですが、死んだのですか、抹消したのですか、どちらですか。

○実本政府委員 これはごもっともなお話でございます。未帰還者の方の御遺族のことを思いますと、一人の数字でも最後まで突き詰めて掲げるべき性質のものでございます。したがって、われわれのほうでは、そういう戦時死亡宣告をして処置した人とか、あるいはもう帰らないという意思がはっきりキャッチできたというたようなケースについての数字を、全部ここに掲げておるわけでございます。

○川野委員長 午後一時まで休憩いたします。

午後一時十七分開議
○川野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行します。島本虎三君。

○島本委員 厚生大臣にさす伺いたいと思えます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の中の援護法の適用の問題なんです。これは戦後処理が生活保障かという議論は、ずいぶんなされております。しかし、まだそれははっきりしておらないわけでございますけれども、この旧軍人の遺族の数字においては、それぞれはつきりした開陳がなかったように思うのです。旧軍人遺族は合計幾らになっているのですか。

○実本政府委員 恩給局が来ておりますので、まづ数の関係は恩給局からやっていたらましまして、援護法の関係で……。

〔河野正委員〕議事進行。数が足りない。と
〔速記中止〕

○川野委員長 速記を始めて。

質疑を続行いたします。島本虎三君。

○島本委員 大臣にちょっと伺いたいと思えますが、これは戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、現在審議中なんです。この審議にかかっている援護法の問題で、この適用についてちょっと伺いたいわけなんです。その前に旧軍人の遺族の数が現在何名あります。前からの質問に対して、まだこの問題だけは明確な答弁がないように思えます。この旧軍人の遺族数は現在どれほどなのか、これを御答弁願いたいと思えます。

○大屋数説明員 旧軍人の遺族につきましては、給付は、おおむね恩給局でやっておりますので、恩給の裁定を受けた方の数を申し上げます。遺族の方々に支給されております恩給は、いわゆる公務扶助料、特例扶助料という、この二つございします。公務扶助料と申しますのは、いわゆる戦死とか本来公務によって死亡された方の遺族に支給されるものでございます。これらの方々が百十四万四千名いらっしゃいます。それから特別扶助料、これは大東亜戦争中におきまして、内地

発病されまして死亡された方で、この方の遺族に支給されておりますが、これらの方々が二万八千名いらっしゃいます。合計いたしまして百十七万二千名ということになります。ただしこれは恩給を受けておられる方だけでございします。

○島本委員 七十歳以上になつたような高齢な人、こういうような遺族の人は、そのうちのどれほどの数になりますか。

○大屋数説明員 ただいま調べてすぐ御返事申し上げます。

○島本委員 これは厚生省のほうの問題になろうかと思ひますが、これら旧軍人の遺族並びに高齢になつたような人たちは、こういうような人たちは、当然厚生省のほうの福祉年金、こういうようなものの併給を受けておられるのじゃないかと思ひます。福祉年金との併給は現在はどういうふうな状態になつておられますか。

○大屋数説明員 七十歳以上の高齢の方々に支給されております公務扶助料の件数でございますが、六十一万四千名の方々がございします。

○網野政府委員 福祉年金との併給の問題につきましましては、公務扶助料等戦争公務により関係する方は、現在併給限度額が十萬二千五百円ということになつております。

○島本委員 そうすると、戦争公務によるものは、今度の改正では十二萬九千五百円、こういうことになるわけですね。そういうふうになると、やはり一応は併給というふうなものも認められるたてまえであるように思ひます。私もそういう点について、徐々に社会保障の線を拡大していつて、こういうふうな恵まれない立場にある人々を手厚くめんどうを見ていくというのやり方は賛成なのです。賛成の立場からして、私のほうで明確にこの点だけはお伺いしておきたいのは、現在のような状態で、この恩給または公的年金、そういうふうな中いろいろなアンバランスがあるように思ひます。このアンバランスの問題等については、これからの大きな宿題になるのではないかと、こういうふうに思つております。この問題

等につきましましては、いろいろと前から私は答弁を承つております。しかし、承つてはいますけれども、あらたまつて聞くのもどうかと思ひますが、坊厚生大臣、今後社会保障の立場から、こういうような恩給または公的年金その他社会保障という、保障的なこういうような制度は総合的に考える意思がございしますか。

○坊田務大臣 恩給や援護法に基づいていろいろな措置、これと公的年金及び社会保障というものは、この間もお答え申し上げましたが、その考えるベールに違いがある。そこで両者を比べて比較するといふことは、これはちよつと直接には比較はできないものである。ただ、恩給や援護法に基づいて諸制度相互の中におけるいろいろなこと、また公的年金あるいは社会保障、そういうものの中におけるアンバランスといふたようなものは、今後大いに考えていかなければならぬものでございしますけれども、いまおつしやつたような範疇に分けてこれを比較していくといふことは、少しこれは趣が違ふんじゃないか、かように考えております。

○島本委員 いま答弁がございましたけれども、昭和四十二年五月二十二日の社会保障制度審議会、この総会での勧告があった。その中で厚生大臣には四つの点でいろいろと勧告があったかのように思ひます。一つは、公的年金は根底に社会保障の意味を持つものであるから、物価その他生活水準の向上、経済の成長、こういうような状態の中で、その調整は十分考慮せよという点です。それとスライド制の確立が必要だとして、こういうような点が一要素としておつたはずだと思ひます。それから、公的年金の種類、こういうようなものも所管が十以上の省庁に分かれておられるから、こういうような調整等についても、混乱をきたさないように十分横の連絡をとって行ないなさい、こういうのが第二番目にあつたやうです。第三番目にも、やはりその財源の負担区分、こういうようなものについても、通算関係についての要望があつたはずですが、それと、人口が老齢化する

から今般総合調整が必要である。そういうような立場からして、諸原則確立も必要であるから、もし一方的に恩給なら恩給、公的なこういう年金のみが独走することがあってはいけない、これは十分考えなさい、健康保険の二の舞いを繰り返すな、こういうようなことをいわれていると思うのです。これに対して大臣はどのように対処するつもりですか、この見解を伺ってすぐ次に移ります。

○坊務大臣 社会保障制度審議会から答申を、これは政府がいただいたわけですが、その中にはいまだ本委員がおあげになりましたような事項のあることは、私もよく承知をいたしております。だから公的年金あるいは社会保険といったようなものにつきましては、これは今後いろいろ抜本的な考え方もありますし、それからスライドというようなことにつきましては、これは賃金だ、あるいは物価だ、いろいろファクターがあると思うのです。そういったようなことにもならみ合わせなければならぬというように、今後の検討問題になってまいろうと思っております。だから医療保険につきましては、申すまでもなく、しばしば申し上げておきますとおり、早急に抜本対策をやっているところ、それから年金の問題につきましては、厚生年金は、御承知のとおりこれを改定しているところという時期がすでに目処に近づいておりますが、そういうような機会に、ひとつほかのものについても考えていこう、こういうふうに考えております。

○島本委員 次は恩給局関係の考え方を聞いておきたいのです。

これは、やはり社会保障制度審議会でも、いま厚生大臣が御答弁になったような考え方を示しているわけですね。恩給も、国家補償とすること、これまでの考え方を廃して、今後は社会保障の体系の中で考えるべきではないかというのが、社会保障制度審議会の考え方になっております。そして、それと同時に、恩給も年金の一種として扱って、その共通の部門に対しては、それはもう同じ

ルールのもとに平等に改正したらどうか、たとえば物価上昇スライド分等に対しては、これは同じに見てやってもいいのじゃないか、こういうような点が第二番目でありまして、それから、恩給の特殊性はあるから、その分のプラスアルファは改正の際当然認めるべきである。それから第四点としては、今後恩給のみの独走は他の面にアンバランスをもたらすようなことになるから、この点は十分考えなければならぬという社会保障制度審議会の考え方が示されているわけです。この四点について、皆さん方のほうではどう考えておりますか。

○大屋数説明員 恩給も広い意味の公的年金制度の一つということになっておるわけでございますが、ただ、各公的年金制度におきまして、その支給する目的とか、あるいは支給金額を計算する方法とか、あるいは資格要件、そういうものが一律になっておらないわけでございます。これは各制度それぞれの目的があるわけでございますから、当然なことであると考えておるわけでございます。それで、恩給は社会保障制度の一つではないかという御意見は確かにあるわけでございますが、恩給は、御承知のように、公務員が長年勤務しまして、在職中に失いました所得能力、稼働能力と申しますか、こういうものを、退職後国が使用者の立場から補てんする、補てやる、こういう趣旨で戦前から戦後ずっと通じて一貫してまわっているわけでございます。したがって、一般的社会保障制度のごとく、社会保障と申しますと、労使負担で保険数理的な基礎に立って計算して支給する、あるいはそれ以外の社会保障のうちに、一般の国民を対象として国が支給する、こういう制度とは一線を画している、こういうふうに、いかに私どもは理解しているわけでございます。しかしながら、同じ国家公務員で、今度は共済組合制度ということになっておるわけでございますが、制度の組み立てそのものは違いますが、しかし、すでに退職しておる方の年金と、それから今後退職していく方の年金、こういう方の年金相互

にはやはりつながりがある、こういうぐあいに考えておりますので、その調整をどうするかということは問題であらうかと思っております。幸い恩給審議会というものが現在ございますので、調整規定といった点からみ合わせまして検討するということになっております。

○島本委員 そういうようにして、その制度審議会の意のあるところは十分くみ取って、特殊性は生かしてもいいけれども、アンバランス並びに弊害を来さないように今般その改正等を進めていくというふうな考え方はいいと思うのです。

それと同時に、今度は、あとでまたその不合理はついてみたいと思うのですが、いま年金関係の中で戦傷病者会館というものが現在あるというところを聞いていたのですが、どこにその建物はあるのですか。

○実本政府委員 戦傷病者会館と申しますのは、昭和四十年に二億円の国庫補助を出しまして、戦傷病者を中心とした身体障害者のための収容授産施設を母体として、その他補装具の製作研究とか、あるいは更生医療に關します集団指導などで、そういう身体障害者の生活指導を行なっていくというのを目的にいたしまして、会館を運営するための社会福祉法人を設置いたしました。去る三月に市谷に竣工いたしました建物の中で、いま申し上げましたような福祉事業を営めるように、目下その業務開始の準備をいたしておりますところでございます。

○島本委員 そういうような施設、並びにいろいろと援護のための手段を拡大し、あたたく手を差しのべるのはいいと思う。その中で、三月の二十八日に落成して、何で業務開始がいままでできないのか、この理由を明確にしておいてもらいたいのと思うのです。

○実本政府委員 建物が竣工いたしましたのが三月二十八日でございます。この建物を土台といたしまして、先ほど申し上げましたように、重度の身体障害者を中心とした収容授産施設を、百人の方々を収容して行なうということを目的と

いたしておりますので、そのために、身体障害者福祉法上のいろいろなそういう福祉事業なり福祉施設を開設する上についての条件を整えなければならぬわけでございます。しかるべき条件を整えて、身体障害者福祉法の中で規定されております許可をもらいまして、そしてそういう事業を開設する、こういう運びになりますので、三月二十八日は建物そのものが一応完成したわけでございますが、それを実際に身体障害者福祉施設として運営するための諸手続というものに時間がかかっておるわけでございます。

○島本委員 中に高度の機械を入れたり、それだけではなしに、他の方面とのいろいろな関連を持つような施設である、こういうようなことであるから、まだ他のほうに不十分であるから運用開始はできない、こういうことならわかるのです。そこでだけで単独にやる仕事である、いわば収容授産施設、こういうようなものを収容するのであれば、そこだけでやれるはずのものが、おそらくは建物ができてから現在三カ月もたつていても、まだこの使用が始まっておらない。こういうようなことになった場合、これは何が原因でその開始ができないのか、認可がなぜこないのか、こういうようなことについては、やはりこういうような法律案が提案されている現在、明確にしておかないと誤解を生むおそれがあるのです。これはもう認可も許可もないのに建物だけでできてしまつて、それも高度な施設ならいざ知らず、そこだけでできるような施設であるのかかわらず、これがまだ認可がこないというのは、ちょっとわれわれ考えられないのです。どうも考えられないのです。それは、建物が三月二十八日にできても、三カ月なり四カ月なりの中の施設がかかるものであるほど高度の施設なのか。その建物並びに使用の認可はどうなっているのですか。

○実本政府委員 先ほど御説明申し上げましたに、ちよつと若干誤解を招くようなことを申し上げますが、この施設を運営するためには、社会福祉法人が運営に当たるといことが問題でござ

いまして、その社会福祉法人の設立認可は出ておるわけでございます。その社会福祉法人が、今度は身体障害者の収容施設を現実に運営するためには、そういう対象に当たる人を現実にそこへ収容委託をしてもらわなければならないわけですね。これは現実には各県の都道府県知事が収容委託をすることになるわけでございますが、そういう収容委託を受けまして、施設をいたしましては、収容いたしまして、そして授産をやるわけでございますから、たとえいろいろな印刷業をやらせるとか、あるいはその他身体障害者の授産に必要な科目の選定をやる、そして、それに必要な材料とかあるいは指導員、訓練をする人たちをそろえる、そういうようなことがすべて取り進みまして、それから収容が開始される。そういうことになりますので、そういう収容が開始される準備の段階で、もうすぐそういう準備ができ上がると思っておりますが、いま鋭意準備をしておるところでございます。

○島本委員 どうもこの問題等については調べようがありませんから、私はこの程度にしておいて、あとは調べてもう一回聞きます。それまでの間に、この運営の構成、理事長はだれなのか、このメンバーはだれがやっているのか、こういうようなことももうわかっているだろうと思っておりますが、一応調べておいてほしい。それと同時に、この業務内容、宿泊貸しホール並びに授産施設、こういうような点等もいろいろあるのかのようにも承っております。どの点が許可になっておらないのか、こういうような点等については、いまこの法律案のほうでは急いでやろうとしておるのに、その事業としてこういうようなのがマンモスに行なわれている、こういうようなことじゃどうも合わないのです。三月二十八日にできたならば、せめて四月ごろから業務開始をしているならば、急いで建ててやる、また二億の国庫補助でこれはつくってやったということになって、りっぱなものです、できてから三月もたつてもまだ十分その手続も行なわれておらない、こういう

ようなことになりましたと、急いで建ててやって国庫補助までいたしたいおきながら、こういうような点等においてなぜできないのだろうかということとは当然考えられます。私はこの点についてはまだ保留しておいて、もう一回あとから質問申し上げますから、調べておいてほしいと思っております。

それと、前にも戦傷病者の相談員の件がありました。戦傷病者の相談員の件は、これは今後拡大していきたいという意向があったようですが、どの辺まで拡大してお考えですか。

○実本政府委員 戦傷病者の相談員が現在各都道府県を通じて四百七十人設置されておりますが、少なくとも最終目標といたしましては各福祉事務所所長一人、したがって、いま全国に福祉事務所が約千五百人ありますが、その福祉事務所所長に少なくとも一人は行き渡るように増員していきたい、とりあえず四十二年度におきましては四百七十人の半数の二百三十五名を増員していきたい、こういうふうに考えております。

○島本委員 そうしてこの仕事の範囲を拡大していきたい、こういうふうな答弁にも承っております。この範囲は限定してあります。これは要するに、前の山本委員のほうからの質問で、範囲を拡大してもいいという大臣の答弁があったように思っております。私どものほうではこれは一つの例で申し上げて質問の速度を早めたいと思っております。戦争中だんなさんが行ってしまつて、子供が腹の中におつた。しかし行ってしまつたあとで戦死した。子供は生まれたけれども、そのまま自分の弟に届けておいた。しかしながら、それは弟であるがために、そういうような事態に対しての補償は全然受けられないままに現在までおつた、こういうのはいわば戦傷病者特別援護法八条の二第三項によつて、個人の人格を尊重し身上にかかわる秘密を守らなければならないという、この相談員のやり方に全く該当するような事例なんです。こういうような相談が、もし特別の人が行つてやるのであれば、目の目を見ないじゃありませんか。こ

うのは、いまのところはどういうふうにして救済していたのでしょうか。相談員はその辺まで拡大してやっていって、当然戦傷病者の相談相手のみでなく発掘まで、相談してやるべきじゃないかと思つておるのです。これはどういうふうにお考えでしょうか。

○実本政府委員 戦傷病者相談員の活動範囲を、身体障害者である戦傷病者だけに限らずに一般の遺家族の方々にまで範囲を拡大したらどうかという御意見でございますが、いまのところ、戦傷病者相談員は、先ほど申し上げましたように、福祉事務所一カ所につきまして一人は置いていく、そう考えておりますので、そこに到達するまでの間は、なるべく戦傷病者の相談活動に重点を置いていきたい、ただ、その過程におきまして、戦傷病者の当該取り扱っているケースに密着して、そういうたほかのケースがおそらく二、三出てくるというふうなこともございますので、そういう意味では、必ずしもそういうものを頭からはねのけてかかるというのではなしに、むしろ同じようなケースとして、同じような態度で処理していくというふうな指導はしてまいりたいと思つております。

なお、戦傷病者相談員が十分われわれが思つてい

で検討していきたい、かように考えております。

○島本委員 質問はまだまだとつとあります。あと、社会保障との関連並びにこの調整等の問題について、各局長並びに大臣とゆつくり私も質疑応答をしたいと思つておりますが、いま淡谷委員のほうから緊急に質問があるようでございますので、私のほうはこれで若干質問を待つことにしますから、これをよろしくお願いしておきたいと思つております。

○川野委員長 淡谷悠蔵君。

○淡谷委員 たいへん小さなことのようにですが、この法律が実際に適用されるまでの手続等について、若干質問申し上げます。たとえば戦傷病者――戦没者も同じですが、まずどこかで調べてこの法律を適用するのか。本人の申告に基づいてやるのか。その最初の段階から法律の適用を受けるまでの手続をお話し願いたいと思つております。

○実本政府委員 最初の手続といたしましては、まず、遺家族であるとか、あるいは戦傷病者であるとかといった人が、それぞれ自分の側から、恩給法なり援護法に定めます、おそろく自分に与えられるであろうと思えます請求事項について、規定の請求手続をしてもらわなければならない。現状は、たとえば援護法ができたときとか、あるいはそれがまた改正されたときとか、あるいは戦没者の妻に対する特別給付金法が制定されたときとかというときには、こういったことができ上がったのだという周知徹底は、国をはじめ関係地方公共団体の機関を通じて、大いに周知徹底のPRをやるわけでございますが、それに基づきまして請求権者の側から申し出ていただく。申し出ていただく先は、いろいろな手続上必要な書類、その他法律上の請求権に伴います手続上のいろいろなむずかしい問題がございますが、これは、大体、各市町村の援護係、世話係、あるいは各都道府県の援護課、世話課といったところへ出向いていただきます、御相談願うということになっております。

○淡谷委員 はつきり公報が入って戦死をしたという人はわかっております。それからけがをした人も、戦場でけがをした者は戦傷者と見られるでしょうけれども、行く先不明その他で戦死が確認できなかったケースだが、明らかに帰ってこない。戦争へ行ったことはわかっておる。しかも敗戦直前などは、非常に混乱の中に、軍自体が確認できないような行く先不明者がたくさんあるだろうと思う。これに対しては本人が、これはやはり戦争で死んだんだという形で申告したときに、一体取り扱いはどうなりますか。

○実本政府委員 いまお話を聞くと、本人が死んだんだという形で御請求になられたケースだと思いますが、その際は、そういう請求に基づきまして、当該行く先不明者であると言っておられる方の生死について、やはりできるだけ資料をととのえ、あるいは調査をいたしまして、それがはつきりいたしません限りにおきましては、未帰還者ということで処理していくというふうな事務処理のしかたをやっております。

○淡谷委員 未帰還者というものは、むしろこの法律の適用は受けないのですか。その認定はどこでやりますか。

○実本政府委員 これは国で、あるいは機関委任を受けた都道府県知事のもとにおきまして、未帰還者としての調査究明をやりまして、その生死を明らかにしますが、それにつきましては厚生省、国がいたします。最後の調査究明の結果をどうするかは、厚生省において行ないます。

○淡谷委員 厚生省のどこでやりになる。それから県庁でやる場合には県庁のどこが扱いますか。

○実本政府委員 厚生省におきましては、援護局において行ないます。それから都道府県におきましては、それぞれの援護課あるいは世話課といったところで行ないます。

○淡谷委員 現在未帰還者として処理した数はどれくらいあるのですか。

○実本政府委員 昭和四十二年一月一日現在で、未帰還者のうち、戦時死亡宣告、審判確定者の数字が一万八千五百五十五名でございます。これは未帰還者のうちでも、未帰還者に関する特別措置法に基づきまして、失踪宣告をやった方々でございます。未帰還者の中で、こういったのはつきり死亡宣告をして、審判確定した人の数が一万八千五百五十五名でございます。

○淡谷委員 この失踪宣告を受けましたのは、この法律の適用を受けられるのですか。

○実本政府委員 ここで処理いたしましたのは、援護法なりあるいは恩給法の適用を受けるということになるわけでありまして、

○淡谷委員 そこで、いろいろな調査をされ、照会をすると言いますが、具体的に言っているのですか。たとえば、その部隊が全滅している、もう存在していない場合、どこでどう調査され、どう分析されるのです。もう一つ、失踪宣告を受けた人の数はわかりましたが、実際に未帰還者としてただ打ち捨てられている数はどのくらいあるのですか。

○実本政府委員 先ほど島本先生の御質問にもございましたが、昭和四十二年五月一日現在で四千八百七十五名がわれわれの手元で未帰還者というところになっております。もちろん、こういう方々については、いろいろな方法でその生死についての調査を続けておるわけでございます。その調査の方法でございますが、これはまず国内的な調査と、それから外国に対して調査をする方法と二つのルートで調査を進めておるわけでございます。従来、未帰還者がなくなつたと思われ

ますが、国交のない国などにおきましては、政府同士の外交交渉というこのルートに乗りませんので、たとえば赤十字を通じるルートによって未帰還者の調査を依頼して報告をいただくというふうなことで調査を進めておるわけでございます。それから、国交のある国につきましては、もちろん在外公館等を通じて、そういった調査を

行なっておるわけでございますが、国内的には、これは帰ってこられた方、あるいはその他未帰還者の本籍地とか出生地とかいった地元のいろいろな関係者というものの、やはりある一定の時期に毎年毎年集まっていたら、そしていろいろなデータがあれば持ち寄って、そこで当該未帰還者の生死についての調査の結果を持ち寄って、いろいろ次の手だてを考えていくというふうなことを繰り返して繰り返してやっております。もう戦後二十数年にもなりましたので、だんだんとそういった手だても非常に効果が薄れてまいっておりますが、しかし、これはそれ以外にやる方法がござい

ませんので、たとえ効果が薄くても、できる限りそういった方法を続けてまいります。それから、積極的に未帰還者のほりからいろいろ個人的な通信が国内の家族のもとにくるといったようなことも、最近では少しずつ出てまいっております。そういった一つか二つの未帰還者についてのけりをつけていきたい、また今後ともそういった方法でもつてやっていくことを考えております。

○淡谷委員 大臣、ちょっと伺いたいのですが、いまお聞きのとおり、あの混乱した敗戦の状態の中では、実際現地で死亡したことを調べるのに非常に苦労している案件が相当あることはお聞きのとおりでございます。しかもそれを、おっしゃるとおり、クモの糸のようなまことにかほそいルートで、その消息をさがしておるのが現状なんです。これは実態を明らかにすることはほとんど不可能だろうと私は思ふ。これはわかればしあわせですけれども、ほとんど明瞭にされることはないだろうと思ふのです。これは御苦心のほどはわかりますけれども、一体わからぬままに戦没者としての恩典に浴し得ない遺族の身になってみてはどうか。もうあてにしておりませんよ。戦後二十年たつてまだ帰ってこない者は、たとえ生きていたとしても、遺族にとっては少しも境遇に変わりがない。これは非常に不公平な取り扱いになると思ふ。ですから、かりに帰ってこないで消

息が不明だという者は、これはやはりさっきの未帰還者のうちの失踪宣告した者と同じように取り扱う。その後に幸いにもし消息がわかった場合にこれを差しとめるとか、あるいは別な方法によるとかいうふうな処置をとらなければ、大体四分の一がまだ宙ぶらりんなんです。遺族としては、もう死のうが生きようが、死んだと同じような苦しみなめておる。何とかこれをしやるようなお考えは、大臣、ございませんか。

○坊国務大臣 おっしゃるようなケースが非常にたくさんあつて、お説のとおり、これをほんとうに、これは事実どうなつたのかということをやつて、これは事実どうなつたのかということをやつて、十年もたつた今日、なおさら困難の度が加わつてきておると私は思ふ。そういったような場合に、家族の方々から、これを戦死なら戦死というように戦時死亡宣告をしてもらいたい、そういったような御希望がもたらされたら、そういったことにはいたすというのをこの法律で規定をいたしておる、こういうわけでございまして、から、この法律を適用してそういった問題を解決をしていく、こういうことでございまして。

○淡谷委員 その場合に、一つやはり事務的な点で確かめておきたいのですが、戦地で死亡し、もしくは死亡したらしい信じられるといったような証拠を出せという要求があるらしいのです。これはもう、政府でも出せない証拠を、一般の遺族に出せるはずがない。そういう手続上の隘路が取り去られませんか、法律にそう定めておきまして、実際にいへば不可能だという線が出てくるのです。ですから、もう二十年も暮らしているのですから、そういうふうな手続上の問題は、なるべく簡素に、あまり遺族を苦しめないような方法でやるような手はないものでしょうか。

○実本政府委員 お話のようなケースの例にたりますかどうですか。たとえば死亡の日にならぬ大東亜戦争開始前だとかあるいは支那事変開始前だとか、あつたか。それから、なくなつた場所がちょうどその戦地であつたのか、事変地で

あったのか。そういった近くの場所、あるいは近くの日時には戦死になられたのだけれども、事変になつてからなのか、あるいは戦地であつたか、事変地であつたかということがびたりとわからなければ援護法の対象にしないとか、あるいは恩給法の対象にしないとか、こういうケースだらうと思ひますが、そういった死亡の日時や場所が明らかでないといった方々でも、大抵消息を絶つた時期や場所といふものは、いろいろなそれ以外の要素を総合してみれば、大抵いつか日に死亡しただらうといふような判断が出てくるわけでございます。それで、そういった判断の材料になるのは、戦友から聞くとか、あるいはその当時の上司の部隊長の人から聞くとか、そういうことはやつて、きわめてだけはきわめていきなりと思ひます。そういう意味では、御本人に証明しろといふふうなケースもあるかもしれませんが、むしろ、戦友だとか、あるいはその他役所の側のいろいろな機関からの情報を求めたり協力を求めるということが多いわけでございます。御本人なり御遺族から、何が何でも出してくれといふふうなケースは、もういままで残っているものの中であまりないと思ひますが、そういうほかのフアクターで判断してしまつて処理していくといふふうな取り扱ひをいまそういう方針で指導をいたしておるわけでございます。中には、やはり御遺族のほうからいろいろなものを持つてこいとかといふふうなケースが、たまにはあるかもしれませんが、先にも申し上げたような方法で、なるべくそういう判定をこちらでつけていくといふふうにいたしておるわけでございます。

○浅谷委員 大臣、ひとつ御考慮願ひたいと思ひますのは、ごく少数であつても、この法の精神といふのは、一人も余さないといふところに私はたつといふところがあるだらうと思ひます。大臣が読まれた法文に基づきましても、趣旨は、明らかに現実の場面ではなくなつて、そしてまたあの戦争の状態では死んだと思はれるような者につい

て一つの道を開いてあげたいと思ひるので、事務的な段階でこの法の精神がそこなれないように、ひとつ御配慮願ひたい。あの軍の行動といふものは非常に秘密をたつとびます。いる場所も行動の日時も明らかにされてないことが多い。異国におつては、本人自身がどこにいるか全然わからないことがしばしばある。こういう状態の中であつた敗戦におちついたのですから、現在の状況をとつていうことに重点を置きまして、そういう気の毒な人がたくさん残つておるようでございますから、中には、あきらめ切れないで、生きてゐる者として探してもらいたい人もあるでしようけれども、少なくとも本人からそういう申請が出ましたときは、あまりわざわざわしい手続上の問題にかかずらわれないで、遺族のために法の適用をしてやつてほしいと思ひますが、大臣のお考えをひとつお聞きしたいと思ひます。

○坊間務大臣 この法律は、戦死されたりした方々に対して、戦死したのにこれに漏れ落ちるになつていふようなことは、決してこの法律の趣旨じゃなからう、さういふ意味におきまして、そういったような場合には、いまおっしゃつたような御趣旨をできるだけ尊重いたしまして實際問題に処していききたい、かように思ひます。

○浅谷委員 次に戦傷病者の問題ですが、これは戦死者はどむずかしくはないだらうと思つてゐるのです。しかし、戦地から帰つたあとに発病した場合の問題が、相当問題を残します。いま言つたような、戦死者の場合と同じようなさまざまなケースが出てきてゐると思ひます。一体この法の適用を受けます戦傷病者は別といたしまして、戦病者のほうには病名で制限しておりますか。何々の病気には適用するが、何々には適用しないといふたような制限はございませうか。それとも、戦場でその病気のもとがつくられたといふものに対しては、同じく取り扱ひのか、その点の御説明をひとつ願ひたいと思ひます。

○実本政府委員 あつて先生がおっしゃられました、公務に基因するものであれば、その病気の種

類は問わないのが原則でございます。

○浅谷委員 公務に因して発病したものであつた。公務とは一体どういふことをさすのですか。その場合、戦病者でなければ。この公務は戦争に限るのか。戦争ではなくとも、戦地におつた者は、さうして公務についておつた者は全部戦傷者の取り扱いをするのか。確かにことは、公務に携わつて発病した者と簡単につきませんが、これを実務上処理する場合には、さまざまな問題が具体的に起こつておることは御承知のとおりです。一体、この公務についた者といふのは、どういふ範囲のものをさすか、お知らせ願ひたいと思ひます。

○実本政府委員 援護法に因して申し上げますと、援護法の第四條に「公務傷病の範囲」といふのがございします。「軍人が負傷し、又は疾病にかつた場合において、恩給法の規定により当該負傷又は疾病による公務に因するものとみなすとき、及び軍人たる特別の事情に因して不慮の災難により負傷し、又は疾病にかかり、援護審査会において公務による負傷又は疾病と同視すべきものと議決したときは、公務上負傷し、又は疾病にかつたものとみなす。」といふ規定がございします。ここで恩給法の規定により当該負傷又は疾病を公務によるものとみなしてゐる規定がございします。それはもちろん公務でございしますが、それ以外に「軍人たる特別の事情に因して不慮の災難により負傷し、又は疾病にかかり、援護審査会において公務による負傷又は疾病と同視すべきものと議決したときは、この法律の適用については、公務上負傷し、又は疾病にかつたものとみなす。」こゝ言つておられますのは、たとへば永田鉄山事件といふのがございまして、いわば軍人たる特別の責務を遂行する上についてあつたやうな災難であつたといふふうなケース、あるいは責任自殺といふやうなことで、そういったものは公務とみなす、こゝ言つておられるわけでありませう。ここで公務、公務と言ひますのは、やはり恩給法においてもその公務の範囲が一応規定されておられますが、いわゆる国家公務といふこ

とでございまして、さらに公務の規定を詳しくするといたしますと、国家公務の中にもいろいろございしますが、こゝでは一応そういった抽象的なことしか申し上げられないわけでございます。あとはケース、ケースで判断する、こゝいうことになつてございします。

○浅谷委員 いま永田鉄山事件の例をお引きになりましたが、これはたいへん興味のある例だと思ひます。さうしますと、戦争中に起こり、あるいは軍人として受けた傷なり、あるいは永田鉄山の場合はあつたやうに殺されたわけなんです。さういふふうなものは公務といふ点もありませんけれども、軍人であつた者は、戦いによつて直接でなくとも、やはり戦傷病者といふ考えもあるわけですね。さうしますと、これはこの間この委員会でも加藤芳吉君から質問があつたわけですが、これはぜひ厚生省の方にお聞き願ひたいのですが、いま東京の周辺の基地に、ベトナムの戦地から戦車その他の武器を修繕のために運び込んでゐる。それには肉がくついたり、血がついたり、特に病菌の付着してゐるやうなおそれが非常にある。この修繕に携つた駐留軍の勤務者が発病した場合、いまは戦争状態でないから、あるいはこゝろ例は實際ないかもしれないけれども、かりにベトナム戦争に日本も参加してゐるやうな状態を仮定するならば、これはやはり戦病者になりますか、どうです。それは、永田鉄山さんえ、戦病者、戦死者になるとすれば、戦争状態になつた場合には、これはどうなんですか。いまは平和時代だからこれは何ともない。これはやはり戦争行為の一環ではないですか。

○実本政府委員 非常にむずかしい問題でございしますが、ただ援護法から考えますと、さういふ方の身分が国家公務員であるかどうか、つまり軍人とか軍属とかいふ国の雇用人であるかどうか、これがまず問題になるわけですが、さういふ方がいふゆる公務上負傷し疾病にかかるということが要件でございまして、いまのベトナム戦争のケースにこれを当てはめるのは、非常にむずかしいケー

スだと思ひますが、ちよつといふすぐこころでは判断がつかぬ。

○波谷委員 これは必ずかしい問題です、半ば仮定の事実ですからね。しかし、戦場から病菌のついた武器を運んで来て、これを修繕してあるという事態は、ほんとうは戦場の事態なんです。野戦病院を置き、武器の修繕をさせる。そのため疫病の感染さえおそれがあるとするならば、これは明らかに戦場の一環の姿だろふと思ひます。これはやはり厚生省としても、この援護法によるというのじゃありませんけれども、何らかの措置を講じて、この労働者は保護してやらなければならぬと思ひます。おまけに駐留軍労働者というのは、国が雇用する労働者でしよ。施設庁がこれをやはり労働者として雇ひ入れて、国の責任で米軍に提供している労働者なんです。それが戦争に直接つながる病菌の感染の危険にさらされているとしたらば、私は厚生省としては黙つて見てはいられない事態ではないかと思ひますが、大臣いかがでございませうか。

○坊国務大臣 非常にむずかしい問題を御提起になつたわけですが、一つには、いまの援護法というものは、これは御指摘のとおり、日本が戦争に参加しておつたときのやういつたやうな犠牲者に対するものでありまして、ベトナム戦争というものにつきましては、まだ——じゃない、未来永遠にそんなものに参加するつもりも何もない。これは別個の国と国との戦いなんです。ごさいまして、日本は戦争中ではない。そこで、かりに日本がそれに参加しておつたら、こういうこととごさいますが、これはベトナムを例示なさらないとも、去る大東亜戦争におきまして、まさに戦争に参加しておつたそのときに、戦争を行つた各地から、たとえば戦車でも大砲でも、あるいは病菌がついておるかもしれないといったやうなものを日本へ持つてきて修繕なんかした場合には、その仕事に従事した工員にいたしましては何にいたしましても、これは危険にさらされる。そういうたやうなときに、一体それに従事したところの

工員が、国家の要請、国家の権限によつて、おまえはどうしてもこれに従事しなければならぬ——たとえば軍の中に工場等もありましたらうし、そういうたやうな場合にどうなつておるか私は存じませんけれども、国家の強権によつてもう逃げられないといったやうなときにその仕事をした、そして病菌におかされたといったやうな場合に、援護法はどうなつておるか私は知りません。これはあとで局長から説明させますが、筋としては、絶対におまえの仕事はこれだといふのであるのと、そうでない場合によつて、非常に扱いが違つてくるのではなからうかと思ひます。

○実本政府委員 持ち込まれた兵器と、それを扱つた方との関係において、それが公務傷病であるかどうか。身分関係は別にあるといひましたし、その方がやういふ病氣にかつたことについて、公務との間に相当因果関係があるかという問題に限定されてくるのではないかと。つまり、やういふ病原菌のついたままのものを持ち込まれて、それを扱わなければならぬ立場であつて、故意または重大な過失もなく扱つたといふやうなことになるつてまいりますと、そこに相当因果関係が出てくるかどうか。あるいは、向こうには大きな悪疫が流行しておるといふやうなことがわかつておる汚染地区から持つてきたまま、消毒も何もしないで扱つたとかいふやうなことが故意または重大な過失になるかならぬかとかいふ具体的な条件を見きわめて考えなければならぬわけですが、要は、そこに相当因果関係があるかどうか、あるいは、そのかつかつたかから方に故意または重大な過失がないか、そういうたやうなことを、やはり具体的にいろいろの条件を積み重ねて、ケース・バイ・ケースで判定していかなければ、なかなか結論が出ない問題じゃないかと考えます。

○波谷委員 大臣、これは仮定の事実のやうに見えますけれども、満州事変も、いわゆる支那事変も、初めは戦争じゃなかつたのです。しかし、いまでは援護法ではほとんど戦争と同じ扱いをしておる。宣戦布告のない戦いなんです。ですから、そ

れは日本がベトナム戦争に参加してないといつても、実際の行為上は直接、間接の戦闘行為だといふ場合もあり得ます。私はきよはるはこのことを深くは追及するつもりはありませんが、ただ、援護法を適用するかしんないかは別として、現実、大臣の目の前で、米軍の使役によつてやういふ危険な作業に従事しておる政府が雇用した労働者がいるといふことだけは、はつきり頭に刻みつけておいていただきたい。これは現実の問題です。仮定じゃありません。これはこの前の当委員会です。た加藤君の質問をならんには十分わかると思ひます。やういふ点について、目をつぶらないではつきり見定めて、何らかの措置をとらないと、一つの不幸が生まれてくるだらうと思ひますから、その点ひとつ大臣の御決意を聞かしていただきたいと思ひます。

○坊国務大臣 政府が雇用してやういふ危険なる仕事に従事しておるといふ事実については、それはあるのかもしれないが、私は不敏にしてそれをつまびらかにいたしておりません。その雇用といふこと、昔の総動員法といふたやうなものに基づいて、国家の強権でもつて、おまえはこの仕事をやらなければならぬといふ命令に基礎を置くものとは——いまこの時代にそんな強権でもつてやうな仕事に従事させるといつたやうな法律とか制度とかいふものは、私はあるべきでもないし、おそらくやういふことは行なわれていないのではなからうかと思ひますが、そこに少しニュアンスの違いがある。おれはやういふ危険な仕事はしない、こつちやういふ自由があるんじゃないか。ただし、経済上その仕事をしなければいけな食つていけないから、これは賃金もいし収入もいしからといふやうなことがあるかもしれない。強制じゃありませんけれども、経済的にこれを強く要請することがあるかもしれないけれども、法制上これはどうしてもおまえやらなければならぬといふたものではないんじやなからうかと私は思ひますが、しかし、いまのお話でござい

ますので、雇用によつてやういふたやうなものがあ

あるのだとおつしやることは、よく私は耳にとめておきます。

○波谷委員 これはこの次のこの委員会、労働省に対しても、雇用の実態、米軍が雇用した労働者をどのやうにやういふ使役に使つておるかといふことを究明したいと思つておられますから、きょうはこれ以上深くは質問いたしませんけれども、もう一つお聞きしたいのは、戦場の中でも精神病と潜伏期の長い病氣が一つ問題になつておると思ひます。端的に言へばハンセン氏病です。これなどは私この前からしばしば聞いておられますが、まだ依然として解決してない。明らかに援護局と恩給局との間に見解の相違がある。ですから、これを援護局で戦傷病者として指定しましても、最終的には恩給は恩給局でおきめになる。その間に意見の一致したもの一致しなかつたものの数を具体的に聞きたい。

○実本政府委員 援護法に基づきますものは、あくまで私たちのほうで有権的に決定してまいつておりますし、恩給法は恩給局で有権的に決定しておられますので、同じケースを両方の判断でもつてやつておる——ならならぬ病氣についての態度というものは別といたしまして、同一ケースにつきましては、恩給法の公務扶助料がいくのか、傷病増加恩給がいくのか、あるいは援護法の障害年金がいくのか、どちらかにきましますものでございまして、同じケースについて意見が分かれておるといふのはいままでないわけでございます。

○波谷委員 一番具体的に残つておるものは、この精神病といふハンセン氏病の問題なんです。しかし、あなたのおつしやる援護法に基づく場合、明らかに長い潜伏期で、軍隊へ入るときは十分検査もしているわけなんですから、明らかに戦場感染といふことがわかつておるハンセン氏病は、援護法では戦病死の扱いをしますか。

○実本政府委員 らいの潜伏期間についてはいろいろ学説なり取り扱い上の態度が違つておりますが、大体定説と申しますか、短いの五、六年か

ら長いのは十数年というふうな幅で潜伏期間が取り扱われている関係上、ケース、ケースで非常にむずかしい問題かと思うのでございますけれども、大体われわれのほうは、潜伏期間も含めまして、要するに戦地で、あるいは事変地で発病したと判定がつくものにつきましては、当然公務症として扱っておるわけでありまして、

○浅谷委員 恩給局のほうにお聞きしますが、いまの場合に、恩給法からいってどうなりますか。

○大屋敷説明員 いま援護局長がお答えになりましたように、恩給法におきましても、潜伏期間を含めまして戦地で発病したということを要件にしてきめておりますので、違いはないと私も考えておるわけでございます。

○浅谷委員 私がさっきから言っていますのはそこなんです。戦地で発病したといっても、潜伏期の長い病気が戦地で感染して帰還してから発病することがあり得るでしょう。援護局では戦地で発病したというところに重点を置いていますが、戦地で感染したというところはどうか考えていますか。だから当初から、潜伏期の長い病気は非常にその点さまざま論点があると言っているのです。いま援護局のほうでは、はつきり適用すべきだと言っているけれども、恩給局はその点はどうかとお聞きしているのです。

○大屋敷説明員 この問題につきましては、昨年の当委員会でお話承っておりますが、昨年五月に傷病恩給証等差調査会というものが設けられました、十二名の所界の著名な先生方にお集まりいただきまして、主題は証状等差の問題でございますが、当委員会でもそういうような問題もございましたので、ハンセン氏病その他精神病というふうなものを一応差調査の対象にしたいというわけでございます。その場合におきましても、このハンセン氏病と申しますのは、そういう先生方の間におきましても、公務の認定が非常にむずかしいのだというお話をございましたが、ただ発病を中心にして考

えるという考え方も間違いない、こういうようなお話もございました。しかしながら、それを實際行政面に移すかどうか、どのように移すかというところは、こういう結果をもちまして恩給局でも今後検討しなければならぬ、こういうふうに考えております。

○浅谷委員 大臣、お聞きのような始末であります。同じ厚生大臣の管轄下にある援護局と恩給局が、明らかに違つたニュアンスの答弁であります。これは一体どうなりますか。援護局のほうには、はつきりハンセン氏病に対しては援護法の適用をすると言ひ、恩給局は考慮中でありましてと言ひ。考慮中とこれを適用するのでは、受けるほうにとってはたいへんな違いですよ。役所の中では字句の違いかもしれないけれども、受けるほうにとってはたいへんな違いなんです。大臣、どう調整されますか。これは私、現実にはぶつかつてみて感じたことなので、強く申し上げます。

○坊国務大臣 これはなかなかむずかしい問題でございます。大体戦争中という期間——期間という一つのものさしがあるわけでありまして、その期間に発病したのか。あるいは感染したのか、期間ともう一つはその病気の性質と申しますか、実態と申しますか、その病気の性質が、なるほど戦争中に、その期間に発病したという病気があつても、いま例にあげられましたハンセン氏病あるいは精神病といったようなものは、あるいは戦争に行つていなくとも、戦争中に、その期間に発病するといったような場合もあらうと思ひます。

そういうように、これは期間と、それから病気の性質の両方から、二つの角度と申しますか、そういう方向から考えまして、決定をすべき問題かと思ひますが、その恩給につきましても、これは私ではない、総理府のほうの問題でございます。で、そこいらの点につきましては、私は総理府と事務長官ともよく意見交換、打ち合わせ、相談をやらなければ、ここで何ともお答えのしようがない次第でございますが、その点で御了承願ひたいと思ひます。

と思ひます。

○浅谷委員 私は、恩給局を大臣の管轄だと言つたのは、明らかに誤りでありますから取り消しますが、しかしいづれにしても閣僚仲間ですね。厚生省の内部の意見の違ひから、さらに総理府と厚生省の意見の相違に今度は発展したわけですね。どうもこの大事な援護法など審議している中で、政府自身がそういうふうな気の毒なことに對して見解が違ひということには非常に私は残念です。それは幾らりつぱな法律をつくりましても、さつきから言つていますが、取り扱ひの手續上で隘路が生まれて、せつかく法の恩典に浴しない人がたくさん出てくるのです。特にハンセン氏病の潜伏期の問題は非常にむずかしい。むずかしいですが、戦没者の取り扱ひに對して、できるだけ広い道を開くという法の精神があるならば、それだけのものは多少疑わしい点がありましても、だれも好きこのんでハンセン氏病なんて言ひはしませんから、その病気の潜伏期間がはつきりしないだけに、やはり受けたほうでは戦場で受けたんだという感じを持つけれども、日本のハンセン氏病の状況と、戦争の行なわれた区域におけるハンセン氏病の状況では全然違つています。そういうふうな大局的な立場に立つてやっていたらいい。特に精神病と戦争との関係などは、この際思い切つて割り切らなければならぬ関係があると思ひます。大屋敷大臣のお考えもわかりましたけれども、少なくとも援護法その他の法律を適用する場合は、末端の手續上の不親切のために、この法が死ぬようなことがないようには万全の策をおとりになる御誠意があると思ひますから、ひとつこの席上ではつきり大臣からその旨お答え願ひたいと思ひます。

○坊国務大臣 恩給にいたしましては——恩給は私じゃありませんけれども、援護にいたしましては、これは国家のために犠牲になられた方々に対する国家補償というか、賠償というか、そういうふうな考え方によつて打ち立てられておるのでございまして、その国家の精神というものを、

を、できるだけ途中でこれが阻害されるというふうなことがないように運営をしていくのが、この立法の趣旨かと思ひますので、私は御趣旨を尊重したいと思ひます。

○浅谷委員 終わります。

○川野委員長 島本虎三君。

○島本委員 いま前段で問題になりました戦争公務の問題で併給される限度は幾らになっておりますか。

○実本政府委員 先生のお尋ねの趣旨は、おそらく国民年金の福祉年金と公務扶助料との併給限度の話でございます。——現在、現行法では併給限度が十万二千五百円になっております。これを、今回恩給なり援護法のベースアップに伴ひまして、十二万九千五百円に改正するといふ案が年金局のほうから出されております。

○島本委員 いいと思ひます。それと同時に、一般の公的年金のいまと同じようないわゆる併給される限度額は何ほになっておりますか。

○実本政府委員 二万四千円になっております。

○島本委員 厚生省が行なっている生活保護法のあれは、水田大蔵大臣に言わしむると、最大の社会保障だということになっておりましたけれども、生活保護法の中で、他の福祉年金そのほか何か所得に對して併給される限度というのか、恩典というものはありますか。

○今村(護)政府委員 七十歳以上の高齢者につきましては、老齢のゆえをもつて、それだけの生活費が要するというふうな老齢加算というのがございます。これは級地によつて若干違ひますが、千五百円というふうなものを特別につけています。

○島本委員 同じようにして、社会保障の意味を加味し、社会保障制度審議会からも、アンパランスにならないように、こういうふうないろいろな勧告さえもちようだいしている。この中で、戦争公務によるものは、現在改正されようとする十二万九千五百円、それから一般公的年金の場合には二万四千円、それから生活保護の場合は、七十歳

以上の場合に老齢加算が千五百円、こういうようにして、社会保障的な意味を持つてゐる制度の中でもこれだけの違いがあるということは、制度的にやはり矛盾していると思いませんか。

○坊国務大臣 社会保障の場合のいまの加算というものと、恩給、援護といったようなものとは、これは考え方のベースが違つておられますので、社会保障でもこうしてあるんだということは、比較して同時に論ずるということは、私は必ずしも適当ではない、かように考えます。

○島本委員 そうすると、七十歳以上の普通の人の場合には、いわゆる老齢加算される限度千五百円ですか、これくらい生活保護法の適用を受けている人でも認めるんだ。最低の生活でしょう。同じような状態の中で片や十二万九千五百円になろうとするし、現在のところ、一般の公的年金受給者は、年額ですけれども、二万四千円までのいわば併給される限度額を認められている。一番困つてゐる生活保護法の適用を受けている人たちは、それ以上幾らあつてもいいはずなのに、千五百円くらいしかない。これじゃ少し人間ということを中心にして考えて、また生活ということを考えてみて、当然社会保障という見地から見ても、この制度のすべてはそれに関係している制度なんです、その中でありながらもこれだけの差があるという事は矛盾していませんかというのです。厚生大臣は矛盾してないと思ふのですか。

○実本政府委員 援護法の立場からばかり申し上げて恐縮ですが、援護法におきまして遺族年金とかあるいは障害年金とかにつきましても、社会保障という事でそういう給付が行なわれるという趣旨のものではないと思ふので、国家公務に拘じて、国事に拘じてなくなつた公務員なり、あるいはそれに準ずるような人たちに對する国家補償ということを通じていたしておりますので、最低生活を保障しようとか何とかいう社会保障の趣旨で運営されている制度でございませぬものでございませぬから、そういう国家補償の目的を大いに盛つた制度の中の給付と、それから社会保障制度として

最低生活を保障しようということでは考えられてゐる生活保護、あるいは保険方式によつて行なわれておる国民年金なりその他の公的年金制度というものとの給付額の比較を直ちにすることにつきます。これは、制度の趣旨からして、そういう意味での比較検討ということが、援護法の立場から言いますと、あまり適当ではないのじゃないか。

ただ、先生の御指摘のように、国家補償のほうはいづぶん手厚くなつていく、しかし社会保障のほうは公的扶助のほうはそれほど進まないじゃないか。制度の趣旨を抜きにして、そういう給付の金額なり特別の加算の金額なりをそのものずばりで比較いたしますと、確かにそういう差が出てまいりますが、それは制度の趣旨という観点から考えてまいりますと、直ちにそれを、どちらが伸び過ぎるかとか、どちらがもっと早く追いつかなくてはいかぬという観点がやはり問題になる、こう考えられるわけですから、これは援護法の立場で申し上げますと、そういうふうな理屈があるわけではございません。

○島本委員 援護法の審議ですから、そういうような答弁は当然出るでしょう。しかし、いま厚生大臣のものと厚生省自身が取組んでおる社会保障という大きい観点から見ると、それはもうこれだけやればいいのだというふうな考え方でセクツ的に考えるべきじゃ当然ない。ことにこれは社会保障制度審議会からもいろいろの点に分けて出されている。こういうふうないわば勧告案、大臣から答弁があつたような、この特殊性は認める、しかしながら、共通している部分についてはやはり全部共通させなければならぬ、これはオーケーだと言つたじゃありませんか。物価の値上げ分とか、こういうふうな共通している面です。しかしながら、この中で、いわゆる併給される限度額というふうなものになると、これを許すと、無制限になるのと全然いかなないのが出てくる可能性さあるのです。いまの場合は、上のほうがいいから縮めろと言ふのじゃない。下のほうが悪いから上げてやれということなんです。それは厚生省の行政の一つじゃありませんか。それに対して何も遠慮は

要らない。そんな答弁ばかりしているから厚生省の嫌だと言われちゃうのです。ほんとうに誇りを持つてはつきりこの程度までやるということでない、いまのように、重大な社会保障を担当する厚生省がいたずらに右顧左弁しているような状態じゃない。私は上のほうを縮めろと言ふのじゃない、下のほうを上げてやれと言ふのだから、いいじゃありませんか。そこまでは考えたことはできないというわけですか。大臣、これはどうなんです。

○坊国務大臣 社会保障の立場に立ちまして、やれ年金だ、やれ所得保障だ、医療保障だ、こういういろいろなものが實際具体的にこなされておるわけですから、いまの恩給とか援護とかいうことと比較するとか何とかいうことではなしにいたしましても、これは充実にいかなければならぬ。社会保障制度審議会からの要請と申しますか、答申と申しますか、それもありまして、厚生省といひましては、これはでき得る限り充実をしていきたい。先ほどお答え申し上げましたとおり、鋭意努力してまいるつもりでございます。

○島本委員 きよりの朝日新聞にも、具体的に生活保護者の一つの悲しむべき事例が報道されていました。御存じでしょう。千葉県の成田市で、二歳の坊やが車にはねられてけがした。市の交通災害共済制度から一万円の見舞金が出た。そうすると、その家庭では父親が病気で生活保護の適用を受けていたので、臨時収入とみなされて生活扶助費からその分が引かれた。そのあまりにも無慈悲なことに對して、これは相当世間の批判も受けている、こういうことのようなんです。これはきよりの朝日なんです。大臣、こういうふうにして、食うや食わずにやつて、傷害を受けた子供の一万円のをそれでさえもちゃんと引かれて、ほんとうに生活の足しにもならない程度のものにして支給されているのです。片や、やはりこういうふうにして認められる支給併合の限度もあるのですから、もつともつとこの点等に対してはあたたか

く見てやるのでなければ、ほんとうに社会保障の中に血を通わせることができないのではないかと、こういうふうなことです。きよりの朝日新聞の、千葉県の高橋新二郎さんという方の二歳の坊や、五月十九日に起きたこの事件に關する報道に對して、大臣はどういうふうにご考へておられるのですか。これはやむを得ないという考へですか。

○坊国務大臣 生活保護についての具体的なそういう事件に關する限りは非常に涙なくしては見られないといつたような事例が間々あることは、私もよくわかります。そういう場合に、末端の第一線に携わる行政官、ケースワーカーが、そういうたしななければならぬ血も涙もある態度で接しなればならぬとおるが、その法律と離れて、さじかんとやうなことはおかしうございませうけれども、そこに弾力性のある取り扱いをしてまいるという事は、これは必ずしも適當なことではない。私はそういうたしな事があることについて深く思いをいたしまして、こういうたしな事があるが、どうだ、法律に欠陥があるのじゃないかといつたようなことを、一つの材料として中央なりわれわれに提供をせよという事が、制度の欠陥を是正していく一つの大きな材料になろうと思ひますけれども、末端におきまして、その第一線の人々がこれを緩和していくというやうなことがかりにありといたしますならば、これは結局制度自体を非常に弱体化していく結果がもたらされるということも考えられます。そういうたしななことについては、今後制度を考へていく上におきましては、十分それを検討いたしまして、そしてその材料に持つていかなければならぬと思ひますけれども、その具体的な事例に第一線が、これをかつてにやうとおかしいですけれども、あまり緩和すると、さじかんとやうな問題でございませうから、これは慎重な態度をとつてもらわなければならぬものである。制度自体を強化し、充実

していくためには、どうしたって、法律や制度そのものについては、具体的な場合にはひとつ守つてもらわなければならないことだと私は思つております。

○島本委員 結局、制度の欠陥があるからこそ、こういうふうになったのに相違ない。そういうようなことをすべて責任を持って実施させ、また今後そういうようなものに対して完全にしなければならぬ関係は厚生大臣なんです、こういう実例があつて、一方でこれを通そうとする法律案が現在あるわけなんです。それと同時に、いろいろな点で関連している社会保障の面から見ると、不完全なものがまだあるんだ。その責任はあなたなんだ。したがって、今後制度的な欠陥があるならば、これを直して完全にしていくには、この機会にあな自身身がはつきり決意を表明して、今後社会保障の一環として生活保護法の改正案を出して、こういうような点をひとつ大いに改革していったらいいじゃないですか。そのことなんです。これだけ切り離してしまつてみたんだが、猪突に似た問題ではなくて、関連性をもつて出てきた問題であります。これはやむを得ないというふうな考えでもないけれども、こういうふうないろいろな点を考えて是正すべきじゃありませんか。そういうような点で、この前の健保の本案議の質問の際に、水田大蔵大臣は、国が一番社会保障として重点を置いて責任を持つてやらなければならないのは生活保護法だとはつきり言つたんですよ。保険は保険だから、それぞれ三者なり四者なりでやればいんだ、もちろん国も若干補助します。こういうふうに言つていらっしゃるんです。国が全責任を持つてやらなければならないのは生活保護法だと言つたんです。言ひ以上、大蔵省だつて相当な決意を持つていらっしゃるんじゃないか。あなたも本会議で聞いたとおりです。こういうみじめな立場に置かれてるから、その責任者であるあなたが、緊要一番、大いがんばつて改革をやりなさいというところなんです。これはいい激励じゃありませんか。それをあなた、やらないというんですか。

○坊間務大臣 そういったような事例というものが非常に大事なことでございまして、いま御激励を受けました。そういうふうないろいろな事例があるというところにございまして、生活保護法というものはできる限り改善し、さらに充実していかなければならない、かように考えております。

○島本委員 したがって、そういうような場合、いま事例を申し上げましたけれども、この点だけは大臣も考えてやつてもらいたい。この生活保護の扶助基準をきめる際には、一切非科学的にわたらぬようにして、政治的な恣意にあまり左右されないようにして、き然とした態度でやつてほしいと思う。あなたのほうはいつもふらふらしているじゃないかと私は思つてゐるのです。そんなばかなことを言ふなと言ふから、疑問ですからこれを解明して聞かせてください。

いま成人の男子で、生活保護法による食費は一日一人幾らですか。

○今村(議)政府委員 級地によつて違いますけれども、先に一般的なことを申し上げますと、四人平均で、三十五歳の夫、三十歳の妻、九歳の男、四歳の女というので、一級地、たとえば東京のようなどころであります。これは四歳から三十五歳までの平均でございますが、一人一日百二十二円九十四銭、大体百二十三円をちよつと切れるというふうなことで、カローリは千九百カローリであります。それからたとえば成人の三十五歳の男で計算いたしますと、一日二百二十カローリ。これは年齢別でみな違いますので、そういうふうなことにございまして、三十五歳の男だけでいきますと、一日百四十三円五十九銭というふうに非常にこまかくなつております。

○島本委員 それでちよつと省略して具体的に聞きます。

これは科学的にやつてほしいということ、あくまでも政治的にあまり左右されないで、厳然としてやつてほしい。その点疑問であるということ、私は解明してもらいたい。大蔵省で三月二十五日にこの基準生計費をきめた。一人二百五十二円

四銭です。その場合は二千五百カローリだった。そうすると、厚生省が基準にしていた千九百カローリとすると、七六〇。百二十三円とすると、これも六〇％にございせんか。同じようなやり方から見ても、何かちよつと政治的に左右されておるような結果が皆さんの場合には厳然としてあらわれてゐるじゃありませんか。こういうような点は、そうじゃないんだ、これはパーセンテージからでも、大蔵省で基準を示したものにばつちりはあるんだ、こういうふうな解明してもらいたい。これはどうも合わない。たとえば、そのとおりいけば、七六〇、片や六〇％になる。こんな厚生省の基準である。千葉県の例じゃありませんが、ほんとうに苦しむ人の救済さえもできないような生活保護法では困る、こういうふうなことが主なんです。この私の考え方は間違ひですか。

○今村(議)政府委員 大蔵省のイカさしというところで、三年前によく問題になつておりました。それは課税最低限度をきめる世帯構成ということとございまして、いま仰せになりました二千数百カローリ、二百五十四というものは、四十歳から四十二歳の現に稼働している人間だつたと思ひます。私がいま申し上げた三十五歳の二千二百十カローリ、百四十三円というものは、これは生活保護法の場合には、非稼働の場合をまず前提にして、働いてないでうちにいる、せいぜいうちの中若千勤くという者が二千二百二十カローリであります。うちの中で内職をする、いわゆる家内の軽い労働という場合には、それに加算するというのがつきまして二千五百四十カローリ、日雇いのようになりまして三千六十カローリというふうに、カローリを出していきまして、内職の場合は百六十四円、日雇いさんの場合には百九十八円、こういうふうな計算で、千差万別の稼働形態があるものですから、まず非稼働の場合を出して、稼働状況からそういうふうに加算していく、こういうこととでございます。課税最低限度の場合、大蔵省の場合には、一家の主人で四十歳あるいは四十二歳

であつて、現実に社会的に活動しておつて、これの生計費以上の人は税金を払つてもらふというふうな稼働の状態の世帯主を出しております。したがつて、こつちの場合の出し方は違ひのあります。現実には日雇いのような場合におきましては約三千六十カローリ、百九十八円、二百円になんなんとするというふうな積算でありますので、ちよつと算式が違ひわけです。実際的には、生活保護法で日雇いで働いておられます場合、二百五円をオーバーするということになります。オーバーした部分はすでに税金を払つてもらふ人でありまして、それからこつちの場合には、最低生活の保障というので、まだ百九十八円と二百五円という差があります。その間がボーダーラインというふうなかつこうでいわれる非課税世帯の部分ということになると思ひます。

○島本委員 日雇いの場合にはそういうふうなこともありません。しかし日雇いの場合でも働いておられますから、働いてゐる人の場合は、――私、百二十三円のパーセンテージを調べてきて言ひましたが、あれは間違ひでした。百三十七円の日雇いで働いてゐる、いわば安いほうの人のパーセンテージなんです。これで六〇％くらいなんです。こういうふうな状態だから、働ける人、非課税の最低、その辺に社会保障を持つていつたつて何でもないんです。それなのに、かかるはずだ皆さんのほうで遠慮なさつてゐる。これがほうほうに出てくるのです。私もこういうふうなことを出ないようになつてほしいのです。

いま軍人遺族の点を見ましても、一番困るのは老人で年とつた人です。あれはやはり社会保障で完全に救済してやらなければ、いつまでもむすこのことを思い、昔のことを思いながら桑名暮らしを自分でこねがつておるのです。それをなぜ社会保障によつて、昔のことを忘れさせながら一般に安心立命を与えてやらぬか、それなんです。母子の問題でもそれはあるでしょう。この母子の対策を考えてみましても、私どものほうは勉強不足かもしれせんよ。勉強不足かもしれせんよ。

んが、残された人は昔のだんなさんをこいねがいながら、昔の生活を思いながら、いまの苦しい生活の中で最低さえも保障されない、それで悩んでいるんです。苦しんでいるんです。いままでも厚生省のやっているのは、母子栄養強化費、こういうようなものを出したはずなんです。それだつて一昨年は金を余しているんですよ。余しているだけで、はなくて、住民税非課税世帯に限る、こういうような嚴重なおふれを出しているものですか、自治体のほうでは、自分のほうから持ち出しや超過負担というようなことをおもんばかつて、あまりこれを適用させないようとしなさい。いままでも十五円くらい。今度は十六円にした。しかしながら、もう牛乳のほうは上がってしまった。せつかく母子関係のやつをやつても、ほんとうに血も通わないようなことになって、すでに現行に合っていない。一つの福祉対策として厚生省はそれくらいしかやっていない。残念じゃありませんか。いかに社会保障的でないといつても、恩給関係なんかちゃんと見ておるのですから、やはり社会保障関係としても、上のほうを見習いながら下のほうをぐっと上げていく、これくらいの努力は払うべきですよ。母子福祉関係なんかもつとつとやるべきであると思うのです。これはこれでいいものです、大臣。

○坊国務大臣 母子福祉対策につきましては、年金だとか、そういうようなものをいろいろやっておりますけれども、もちろんおっしゃるとおり、これでもつて十分だというようなことは考えておりません。できる限りそういうようなものを漸次整備改善していかなければならない問題だと考えております。

○島本委員 もうあと若干で終わりますけれども、ひとつこの点なんかも、大臣今後は十分考えてやってほしいと思います。障害者福祉の問題なんかもあるのです。やはり戦争に行ってきたからというようなことでいろいろやるなら、それと関係なしに、日本で同じような戦争の被害を受けたり、また、そうでない、それに類するような被害にあつた人はどうなんです。これを考えてみて、障害者福祉の点なんかも、相当考えてやらなければならぬような谷間が多いのです。大臣のほうでは、障害者福祉の問題として、相談員なんかも新設されてやつておるようなんです。しかし、それより先に一番必要なのは、社会復帰に必要な指導と完全な職業訓練、こういう施設じゃないか。ところが、こういうものに対してほんとうに手厚いやり方をしたということは、私、考えられないわけです。こういうような点も忘れられていきますから、大いに今後大臣としてがんばってほしいのです。そういうような点を私は強力に要望して、もうやめておきたいと思うのです。大臣どうですか。

○坊国務大臣 御趣旨は尊重いたしまして、これからそういうようなものについての充実強化をはかつてまいりたい、かように思います。

○島本委員 終わります。

○川野委員長 次会は、明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

社会労働委員会議録第九号中正誤

ペシ	段行	誤	正
二	三	市民民法上	市民民法上
三	四	末九	というものが

社会労働委員会議録第十号中正誤

ペシ	段行	誤	正
四	三	採決	採択
七	二	保障	保険
七	四	六	これは嚴重
七	四	変えと	変えろと
三	一	三	御当議

昭和四十二年六月十四日印刷

昭和四十二年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局